Ħ.

おわりに

民事訴訟における送達の瑕疵 擬制と手続保障

送達にかかる判決無効論と手続保障二重構造論の提唱

はじめに

送達の手続保障機能と憲法の接点 手続保障概念の多義性

1

2 手続保障の憲法的基礎

送達の手続保障機能

3

送達の瑕疵と手続保障の調整

名宛人の救済方法をめぐる議論の現状送達の瑕疵による手続保障欠落の態様

3 2 1

訴訟係属の欠缺を理由とする判決無効論

送達の擬制と手続保障の調整

|擬制送達||の態様と到達可能性の程度

名宛人の救済方法に関する従来の議論状況

2 1

形式的手続保障と実質的手続保障の二重構造

欠席判決における再審と上訴追完の優劣――再審の優先性

中 Щ 幸

最低限の保障を意味する。

はじめに

として、憲法上許されないであろう。それはまた、 により一切文句を言わせない。このような訴訟制度は、 権利」(憲法三二条) およそ被告に手続関与の機会を全く与えず、 の侵害としても憲法違反の問題を生じるものと思われる 原告の側で一定の手続さえ踏めば判決を下せるものとし、 憲法三一条に定める適正手続の理念と結びついた「裁判を受ける おそらく不当に財産権や人格権などの基本的人権を奪うも (ここでは、 判決の名宛人とくに被告が裁 後は 既 判力

判手続に関与する権利としての「裁判を受ける権利」を念頭に置く)。 手方の 訟の開 低条件をなすとみることができる。そもそも訴訟の開始を知らなければ防御はできず、 者の手続関与の機会を実質的に保障するものとして重要な役割を担うという点については異論のないところと思われ 判決の存在を知らなければ上訴制度を利用する契機もないのである。 れているかを知らなければ争うか否かの態度決定も不可能である。 そのような「裁判を受ける権利」の保障という観点からみたとき、 これらの送達は、 主張がわからなければ本来自白の成立する余地もない。 始 を知り、 これに対する防御の機会が与えられる最初の契機であり、 民事訴訟の基本的な手続原則である双方審尋主義、 また、 期日を知らなければ弁論をなすこともできず、 訴状、 特に訴状の送達は、 判決の内容を知らなければ不服の有無もなく、 弁論主義、 期日呼出状、 被告の裁判を受ける権利の最も初歩的 そして審級制度を機能させる最 いかなる内容の請求が立てら 判決正本等の送達が、 被告にとって自分あての訴 当事 相

判 この最低条件が欠落することとなり、そこで下された判決は憲法上の理念からみてその効力を名宛人に帰属させる前 そ n 訴状を始めとする裁判関係書類の送達に瑕疵があり、 名宛人たる当事者に一度も到達しないときは、 裁

本稿では、

このような場合に名宛人が既判力の拘束から解放される道を探り、

具体的には、

送達の瑕疵の場合には

提を欠くものと考えられる。

不当に奪ってしまうことになると考えられるからである。 うる。この場合、 のであって、 る場合を、 また、 送達の擬制がなされる場合にも ひろく「送達の擬制」と呼ぶ(4) 手続法上何らかの調整を必要とする。そうでなければ、 形式的には手続関与の機会が与えられたとみなされるものの、 -被告にとっては自己の知らないうちに判決が下されるという事態が生じ ーここでは、 名宛人本人には届かなくても送達としては有効とみなされ 法律の擬制により憲法上の裁判を受ける権利 実質的にはその機会が与えら

ンを起こさざるを得ない。 ように見えるから、 なる。 ると、 欠席判決が下されるのが通常である。この場合、 出状の送達は省略するということが広く行われているため、 被告に到達しなかったとして、 既判力を主張して履行を強要することもある。 は手続関与の機会が全く与えられないことになる。それにもかかわらず、 ところで、 このたった2回の送達がいずれも送達の瑕疵または擬制により被告に到達しなかった場合には、 これはまさに督促手続における手続現象に類似する(このことはまた、 擬制 自 今日の実務では、 白 (民訴法一四〇条三項) この判決に基づいて強制執行がなされることもあるし、 現に近時の裁判例において、 被告への訴状副本と第一 判決の効力を争い、または審理の再開を求める事例が数多く見受けら により直ちに弁論が終結され、あとは期日呼出状の送達を受けずにい これを受忍しえないとすれば、 裁判所と被告との接点は訴状の送達時と判決の送達時の2回 右のように2回の送達が 回 期 被告が答弁書も提出せず第 H 呼出状の送達は同時に行い、 判決主文に示された権利につき勝 外観上は確定判決が有効に成立して 実質審理の欠如ないし希薄さをも 被告の側におい V ずれも送達の瑕 回期日 また、 て何ら にも出 判決言 疵 または n かのアク 実質上、 頭 渡 擬 期 制 訴 暗示す わ だけ 61 Ħ 被告 原 V ゆる で 0) 呼

関しては、 判決無効論を、 つまり送達にかかる形式的手続保障と事後的な救済場面での実質的手続保障の二重構造の理論というものを提案して 憲法上の裁判を受ける権利に照らして送達擬制制度を正当化する手当てとして、 送達の擬制の場合には再審肯定論 (再審優先適用論) の理論的可能性を論証してみたい。 手続保障の二 特に後者に 重構造論

注

払命令に対する異議と仮執行宣言付支払命令に対する異議という二回の異議申立ての機会が与えられており、この簡易な申立てに 編『特別講義民事訴訟法』三六〇頁 より通常の訴訟に移行し、反論の機会が保障される仕組みとなっている。霜島甲一「民事訴訟における失権とその根拠」新堂幸司 ならぬわが国の民事訴訟法においても、 よそどこの国の民事訴訟でも提出の機会が失権の初歩的かつ不可欠の前提であることを象徴的に指摘するが、後述するように、 生じさせることがありうることをここで強調しておきたい。 ったく責問、提出の機会を与えずに、一定の手続段階になると終局的自動的失権をもたらすとする制度はまずあるまい」とし、お 督促手続においては、 債務者審尋なし・証拠調べなしで支払命令が下され、最終的には既判力が生じることになっているが、 (有斐閣、 送達制度の運用と事後的救済制度の解釈次第では責問・提出の機会を全く与えずに失権を 昭六三)は、「いかにプリミティブな民事訴訟においても、判決効をうける者にま 支

 $\widehat{2}$ 債務者たる老女とその長男が屈辱のあまり自殺した事件は記憶に新しい。 では生命侵害たる死刑もありうるのに対し、後者では財産権侵害にとどまるのが通常である(平成七年ある家屋明 務者の手続保障を洗いなおす。確かに、 Rpfleger 1982, 1 (邦訳、マックス・フォルコンマー「執行処分の合憲性」石川明=出口雅久編訳 侵害や人格権侵害が生じうることが明らかであろう。Vollkommer,Verfassungsmäßigkeit des Vollstreckungszugriffs そのような判決に基づき不動産強制競売や家屋明渡執行あるいは謝罪広告の代替執行がなされる場合を考えれば、不当な財産権 (慶應義塾大学法学研究会、昭六三)は、 刑の執行も民事執行もいずれも基本権侵害行為であり、その侵害の程度が異なる― 強制執行が本来、基本的人権侵害行為であることを指摘し、憲法的視点から執行債 民事執行の場面でも、ときには人の死をもたらすことが 『憲法と民事手続法』一三五頁 渡執行の際に、

能性が与えられる。

また、

裁判外で示談進行中などの理

由

により当事者双方が欠席したような場合に、

判決言渡期日

弁論が終結されるような場合には、

文に述べるように、

訴状および第

回期日呼出状の送達に瑕疵があったり送達が擬制されたため、

の呼出状が送達されることによって、

弁論再開の申立て

(一三三条)

期日

の呼

出なしに判決が下

被告が訴訟の存在を知らないま

ワープ=ゴットヴァルト「憲法と民事訴訟」 視点を呈示する(竹下守夫「民事訴訟の目的と司法の役割」 受ける権利を保障するにとどまらず、 ない。) わけ後述の擬制送達と手続保障の調整を考えるうえで極めて重要である。なお、近年の内外の民事訴訟法学における憲法的 利保障に求め」、 ありうることを忘れるべきではなかろう。 見直しの動きについては、 かかる視点が従来の民事訴訟法学には希薄であった。 一ことを認識することによって、 -正義へのアクセス」法学教室八三号六頁等参照 さらに、「裁判を受ける権利の保障は、 とりあえず、 かかる権利を保障するに相応しい内実をもった裁判制度の構築を要求するもの」であるとの 民訴法学は確かに高度に技術の学であるが、 民事訴訟の手続保障を刑事訴訟とパラレルに憲法的視点から点検できるように思われ 中野貞一郎 石川=出口編訳・右掲書三頁以下、 すでに出来上がった裁判制度の存在を前提とし、その制度の枠内で裁判を 「民事裁判と憲法」『講座民事訴訟Ⅰ』一頁以下 近時、 民事訴訟雑誌四○号 竹下教授が 「司法の核心的役割を基本権をはじめとする個人の 新堂幸司=カペレッティほか・座談会「憲法と民 (平六) 民訴法学者は単なる技術屋であってはなら 一〇頁、 一五頁)が、この視点は、 (弘文堂、 昭五九)、 記観点か とり

- 4 3 て「送達の擬制」と称し、 るものの名宛人に届かないことがあり、 プロセス 当事者確定論との関係で、「訴訟追行の機会がまったくない者に対し、 従来、公示送達について 納谷廣美 (正当な手続保障) 「当事者確定の理論と実務」『新・実務民事訴訟講座1』二五六頁 「送達の擬制」という表現がしばしば使われたが、 の理念 (憲三一、三二参照) に照らして、 そしてまたそれが制度上も予想されているのであり、 制度上許されるものではない」と論じる 確定判決の効力 付郵便送達や補充送達によっても、 (日本評論社 (既判力など)を及ぼすことは、 このことを端的に表現するものとし 昭五六) ŧ 氏 名冒 確 用訴訟におけ 率は 相当異な
- 5 する場合でも、 指定の裁判が言渡しによって出席当事者に告知されれば、 六年五月二九日民集一 判決言渡期日には当事者の弁論が行われるわけでもなく、 判決言渡期日呼出状の送達を要しないとする 〇巻三五五頁、 これらの送達を一括して「擬制送達」と表現することにしたい。 最判昭和二三年五月一八日民集二卷五号一一五頁)、さらに当事者双方欠席で弁論を終結 判決言渡期日の呼出状を欠席当事者に送達する必要はないとし もはや判決内容に影響を来さないことから、 (最判昭和五六年三月二〇日民集三五卷二号二一九頁)。 判例は大審院以 しか (大判昭 期

当事者双方欠席で弁論を終結するときは、 されてしまうと、 かえって紛争解決を妨げることにもなりうる。したがって、少なくとも第一回期日欠席で弁論を終結するときや 判決言渡期日呼出状の送達をすべきではなかろうか

6 の動向」民事法情報七七号四六頁(平五)参照。その背景には、消費者クレジットの急激な発展とその債権回収のための大量な訴 訟提起があり、 送達の擬制・瑕疵をめぐる近時の裁判例については、とりあえず中山幸二「消費者法から見た送達と管轄をめぐる最近の裁 裁判所側がこれを簡易迅速に処理するため、 信販関係事件の機械的・定型的処理を極端に押し進めてきたという事

7 情がある。 た。紙幅の都合上その要旨に止まったが、 その概略はすでに、 中山幸二「《研究報告》送達の擬制と手続保障の二重構造」民事訴訟雑誌四一号二二五頁 本稿の第四章はこれを掘り下げ、 具体的資料を引用してその論証を試みるものである

送達の手続保障機能と憲法の接点

1 手続保障概念の多義性

明される場面は大変多く、その手続保障の概念に付与される意義は多様で、どの場面で用いられるかによってその果 えられなければならない、といった観念であると理解されているようである。実際に手続保障という言葉を使って説 だけ言い分を聞いてもらうとか、あるいは不利益な裁判や処分を受ける者はそれに見合うだけの手続関与の機会が与 ない。「当事者権」と同義語として使われる場合もあるが、手続保障の一般的イメージとしては、より広く、できる(②) 「手続保障」という概念は最近の民事訴訟法学のキーワードともなっているが、必ずしも一義的 明 確な概念では

たす機能も大きく異なっている。

を保障すべきものとして、手続保障という言葉を使って議論が展開される場合があり、(4) 従来の学説の議論状況をみると、(3) 裁判へのアクセス保障、 特に社会的弱者あるいは経済的弱者の 訴訟と非訟の質的差異ととも Œ 義 へのアクセス

第三の 請求の H H て法的 ため 主観 民事 0 連 当事者相互間 議 的 0 続 n 特定、 訴訟法 波 論状況からすれば、 構成レ 手続保障という言葉が使われる。 論理として、 てお 範囲 性を分析する視点として手続保障の語が用 として、 を拡張する基準として手続保障を用い ŋ 当事 を論ずる場合にどの場面 べ ルでの不意打ちを予防する 既判· 者の確定、 0) 水平関係での手続保障を徹底的に追究する立場もある。 民事訴 裁判官の釈明 力の正当化根拠を手続保障と自己責任に求 民事訴訟法とは手続保障の総体ともい 訟 当事者適格、 0 制 度目的 権あ でも使われうるマジッ る 訴えの変更、 この 論にも手続保障そのものを据え、 43 は 「法律 釈明 ほ かにも実にさまざまな場面で使われており Ŀ る議論傾向が近 いられることもある。 義 務 の討論」 当事者の変更・ 0 限界を論 クワ および め、 14 いうるであろう。 じ、 時 訴訟承継、 著 判 法的観点指摘義務」 の感さえある。 あるい 決 V 3 6 判決効の 0 遮断 対論保障の原理として手続保障を位 は最近のドイツやフランスの さらに、 弁論の再開 効を調整する基準 領域では手続保障が議論 最近では、 象徴的な言い方をするなら、 例えば不意打ち判決を予防する を説明するキー 上訴の追完、 (例えば、 6 わゆ として、 訴 る 再審等々)、 状 「手続保障 0) ウ 議 また判 記 論を受け ードとし 中 載事 核に 置 項 決 今 今 0

よる終局 n 上 保障であって 契機をなすも ら問 せあるい 0) 第三の波 和解や訴 的 直 は交渉する、 す 紛争解決の強 多く え取 「低次元の手続保障」 説によれば、 0 と評価 下 げ 視点を提示しており、 0 調 積 実質的な対論の場 しうる。 極 からの脱皮など、 裁判所と当事者間 的位置づけ、 しか とされる。 民訴法学の 面ばかりではない。 その根本的 生きた紛争の 従来の既判力による完結的紛争解決観に基 0) 確かに 垂直関係を念頭に置い 取り な問題提起は 動 第三の波」説による水平関係を基軸とした訴 組む 態的)把握、 欠席判決や氏名冒用訴訟などに見られるような ベ き事象は わが国 訴訟と他の紛争処理手続との た従来の手 0 民訴法学にとっ 当事者が 続 保 が 障 一づく硬 論 ぷり は、 て飛躍的 四 直 った 形 した理 式レ 相 関関係 組 な発展をもたら 訟 んで議 ベ 論 理 体 ル 論 系 で 判 を 0) 形式 根 を闘 決に 手 訴

ットヴァルト・前掲訳書三頁参照

交差させた座標軸の上で考察すべきであり、(11) 結局、 的 えていることを考えるならば、 レベ 民事訴訟における手続保障の検討は、 ルでの手続保障の欠缺の場合についても、 当事者間 の納得形成が遂に成功せず、一方当事者の意思に反してでも強行される強制執行が判決手続の後に控 垂直関係の手続保障論もさらに詰めるべき論点を多分に残しているように思わ 各問題ごとに座標軸上の位置を意識して論を進めるべきであろう。 水平方向だけでも垂直方向だけでも完全ではなく、 未だ十分な分析と救済方法の定立がなされているとは いわば両者の 言 が たい。 基 軸 な

問題である。しかも、最低限の手続保障が欠答しこ場合の判析力単糸の丁寧生本稿の中心テーマとする送達の瑕疵や擬制ある場合の名宛人の救済方法は、 低次元の手続保障」の消極的側面を論ずるものである。 国では裁判所に対する当事者の権利としての手続保障につき議論が十分に詰められないうちに、「第三の波」 る水平方向での手続保障論が台頭 特に憲法次元での検討と位置づけが欠落している。これがわが国の手続保障論の現時点での問題状況であると筆 しかも、最低限の手続保障が欠落した場合の判決効排除の可能性を探るものであり、 し議論の中心となってしまったため、(4) いわば「マイナス方向の手続保障論」といってもよい。 垂直方向での手続保障さえ体系化が十分でな まさに垂直関係の手続保障論に属 その意味で「最も 説によ する わが

注

者は認識している。(15)

 $\widehat{1}$ 四〇六頁においてであるが、 障」の語が使われている。民事訴訟における手続保障への関心の高まりとその憲法的基礎付けは、 民事訴訟法の体系書において初めてこの言葉が用いられたのは、 (小島武司= 大村雅彦訳) その後二〇年間の普及は著しく、 『手続保障の比較法的研究』 日本比較法研究所翻訳叢書一五号 最近刊行された民事訴訟法の教科書では、いずれも随所に 新堂幸司『民事訴訟法』 (筑摩書房、 (昭五七) 世界的な傾向でもある。 昭四九)二一頁、 参照 シュワープ= 一手続保 八四

- $\widehat{2}$ その意味する内容は必ずしも明確なものではなく、論者によって相当のニュアンスを含んで用いられている」とし、 宮脇幸彦=林屋礼二編 『民事手続法事典』 下卷 (ぎょうせい、 平五 Ŧī. 九頁 (山本和彦) 0) 「手続保障の概念」 明 確な概念 項でも、
- 3 司 誌二七号一三三頁 手続保障をめぐるわが国の学説の発展とその背景については、 頁 「手続保障論」 (初出・平三) の生成と発展―民事訴訟法学の最近の動向―」『民事訴訟制度の役割』 (昭五六)、 伊藤真 「学説史からみた手続保障」 民事訴訟法学会シンポジウム 新堂編 「特別講義民事訴訟法」 (有斐閣、 「訴訟機能と手続保障 7î. 民事訴訟法研究第一卷)三二 貞 (初出・昭五八)、 新堂幸
- 4 セス保障には 住吉博 『訴訟的救済と判決効』 「手続的保障」の概念を用いるべきであるとする。 (弘文堂、 昭六〇)二七三頁は、 本間・後掲 手続内での訴訟活動の保障に (14) 論文二四五頁も、 「手続権保障」 この区別を用い を、 のアク
- 5 いて」『中央大学法学部八〇周年記念論文集』三一〇頁 たとえば、 鈴木忠一「非訟事件に於ける正当な手続の保障」法曹時報二一巻二号一頁 (昭四○)。 (昭四四)、 小島武司 非訟化の 限界につ
- 6 五二、 とデュー・プロセス」法政研究四四卷二号一八二頁(昭五六)、 代表的なものとして、 一四五頁 谷口安平 (初出・昭三八)、同 「判決効の拡張と当事者適格」 新堂・前掲『民事訴訟法』四〇六頁、 「訴訟物概念の役割」『訴訟物と争点効 中田還曆記念 同 『民事訴訟の理論』下巻五一頁 上田徹一郎 「既判力と訴訟物」『訴訟物と争点効 『判決効の範囲』 (民事訴訟法研究第四卷) (有斐閣、 (昭四五)、吉村徳重「判決効の拡張 昭六〇) E (民事訴訟法研究第 三二五頁など。 初出
- 7 ける法律問題に関する審理構造」『民事訴訟審理構造論』 民事訴訟におけるいわゆる"Rechtsgespräch"について⑴~⑷」 吉野正三郎 「域における手続権保障」吉川追悼論集『手続法の理論と実践』 「手続保障における裁判官の役割」 | 『民事訴訟における裁判官の役割』 (信山社、 (法律文化社、 法学論叢一一九卷一号~一二〇卷一号 初出・平一)九六頁以下参照 昭五六)上卷一四七頁、 (成文堂、 初出・昭六〇) 山本和彦 (昭六二)、 四三頁、 「民事訴訟にお 徳田和幸 山本克己
- 8 になりつつあり、 その内実をあいまいにしたまま、 な状況であり、 井上・次掲論文三一 ややシニカルに言えば、 それじたいがスローガン化しつつある」と指摘していた。その後、「第三の波」をめぐる議論の展開には著しい 頁 初出、 手続保障という言葉だけがひんぱんに使われているというのがまだまだ昨今の民訴法学の一 法学教室二八号四一頁 手続保障はその概念だけですべてを正当化してしまうような響きをもつマジック・ (昭五八) が、 今から十年以上前に、「手続保障論を全体としてみれ

葉が使用されない傾向がある」という。

波 に使用されたり、 のがあっ の提 示する過程志向型手続保障論は伝統的な結果志向型手続保障論とは全く異質であるとし、 たものの、 誤解を招いたりする可能性があるので、 「マジックワード」の状況に変わりはないように思われる。 皮肉な現象であるが、過程志向型の論考では、『手続保障』という言 なお、 佐藤・次掲論文三七頁によれば、 「かえって、 マジック・ ワード 第三の

- 9 井上治典編 にも所収)。 日本評論社、 井上治典 この立場から、 「手続保障の第三の波」『民事手続論』(有斐閣、平五)二九頁以下(なお、 『別冊法学セミナー・民事訴訟法〔第三版〕Ⅰ』(日本評論社、 昭五九)。 第三の波の立場からの手続保障論をめぐる最近の簡潔なまとめとして、 民事訴訟の各論点を洗い直したものとして、 井上治典=伊藤眞=佐上善和『これからの民事訴訟法』 平七)三五頁 新堂編 『特別講義民事訴訟法』 佐藤彰一「手続保障」 七六頁以下 鈴木重勝
- 訴訟を通じて何を実現すべきかという次元で展開されてきたのに対し、ここでは対論保障すなわち手続保障自体を自己目的化して となり、 いるからである。 でこの説を積極的に評価している。 ただし、 それは当事者間の納得形成にあるとみるべきではなかろうか。 「第三の波」 あえて従来の議論と同じ土俵で闘わせるとすれば、その充実した手続保障によってなにを追求しているかの問 説の訴訟制度目的論は、従来の目的論とは議論が嚙み合わないように思われる。 論者の意図を曲解する誤りを恐れるが、 従来、 訴訟制度日 筆者はかかる理解
- (10) 井上・前掲『民事手続論』三六頁。
- $\widehat{11}$ 七号八五頁 H 中成明 (平 六) 「現代裁判の特質と理解をめぐって―― が 「第三の波」の的確な分析と座標を示す。 ″第三の波″ 理論の批判的検討(上・下)」ジュリ一〇四五号七九頁、一〇四
- 12 公平という観点が付け 悪意の公示送達申立てや 加わり、これが送達名宛人の救済の必要性を補強し、 (第三者との通謀により) 送達場所を偽装しての債務名義の騙取の場合には、 判決無効に帰結するものと考える。本稿末尾参照 水平関係の原告被告間
- $\widehat{13}$ 種の「マイナス方向の手続保障論」といえるかも知れない。 新堂幸司「民事訴訟の目的論からなにを学ぶか(17・完)」法学教室一七号六一頁 「額裁判手続につき「手続内手続保障をぎりぎりのところまで切り詰めるとしたとき、なにを残せば足りるか」を問う。これも一 (昭五七) (『民事訴訟制度の役割』 所収) は
- 14 護と憲法秩序』(法律文化社、 本間靖規「手続保障侵害の救済について―近時の西ドイツの議論を契機として―」龍谷大学社会科学研究叢書 平二)二、五〇頁の指摘するところである。 『効果的な権利保

 $\widehat{15}$ を大いに参考にすべしとする ケ教授退官記念』(信山社、 中 野貞一 郎 「憲法と民事訴訟法―ゲルハルト・リュケ教授の所説に即して―」中野貞一郎= 平七) 四頁も、 憲法上の検討の必要性を指摘し、 審尋請求権に関するドイツの豊富な判例と学説 石川明編 『民事手続法の改革

2 手続保障の憲法的基礎

民事訴訟における送達の瑕疵・擬制と手続保障 特に擬制送達に関する救済の必要性を論ずる上で(すなわち名宛人に届かない場合がありうることは法律が折り込みずみ を受ける権利」を手続法の技術レベルで具体化したものであるとの認識が得られつつある。(8) での「手続保障」の中核部分が憲法上に基礎を有するということである。この点は、 であるとの理由から救済の必要性を否定する見解を克服する上で)特に有益な視点であると思われる。 の救済方法を検討する前提としての送達の手続保障機能に目を向けた場合、 互関係を示すべき時期に来ているように思われる。 今や、 従来から手続保障と同義ないし類似の概念としてわが国で展開されてきた「当事者権」 判決を念頭に置いた垂直方向での手続保障の体系を明らかにし、憲法および法律上の根拠との対応関係と相 ここではその体系の全体像を提示する余裕はない 特に重要と思われる点は、 後に見るように の概₍₁₇₎ の概念が、 か(16 憲法上の この垂直方向 (後述四3)、 送達名宛人

を中心として規定したものであるが、 process of law) 請求権 本国憲法三二条の「裁判を受ける権利」は三一条の適正手続条項と相まって、ドイツにおける法的 は当 auf 初 rechtliches Gehör) から民事裁判についても適用が予定されている。 の概念(合衆国憲法修正五条および修正一 の概念 民事裁判についても適用されている。 (ボン基本法一〇三条一項)、 四条)と共通の核を有するものと考える。 アメリカのデュープロセス条項は、 およびアメリカ法における適法手続保障 合衆国憲法に由来するわが国 この当事者権を内包する ドイツにおける審 本来は刑事裁判 審 問 請求権 一裁判

の憲法の三

死刑をはじめとする刑の執行による人権侵害の甚大さを強く意識したからであって、 は、 機会が与えられなければならず、 裁判を受けないことを保障しているのであって、当事者は自己の訴訟事件につき自らの見解を述べ、 論権の保障を意味する点では共通である。すなわち、 発達した今日においては、 しているものと解されるのである。 条および三二条も、その文言および条文構成上の位置から明らかに刑事裁判を念頭に置いた規定であるが、 それぞれ歴史的背景が異なり、 憲法三一条と結合した三二条を根拠として、 民事裁判についても適用があるとすることに異論はないであろう。 裁判所はその機会のなかった資料による裁判をしてはならないとする弁論権 それゆえその射程も一致するものとはいえないが、中核部分としてのい(9) 民事訴訟における垂直関係の「手続保障」の中核部分もまさにこの弁論権 刑事・民事を問わず何人も正当な手続によらなければ不利 憲法上の保障を受けるものと考えてよいであろう。 財産権の保障を含む人権 これら憲法上の概念 かつ聴取 わゆ 当時 される る弁 念 は

注

- このうちの①を支えるものとして重要な位置づけを与えられており、 auf Äußerung)、③自己の陳述したことが裁判官に十分顧慮される権利(Recht auf Berücksichtigung)をその柱とする。 なり、①裁判に重要な事項につき知らされる権利(Recht auf Orientierung)、②裁判の基礎のすべてに意見を述べる権利 る学説の著しい展開が示唆に富む。 1989 (Schriften für die Prozeßpraxis, Band 3) 「手続保障」の体系化にとって、近時のドイツにおける法的審問請求権をめぐる連邦憲法裁判所の一 (連邦憲法裁判所への憲法抗告 Verfassungsbeschwerde) 筆者の見たところでは、とりわけ、Wolfram Waldner, Der Anspruch auf rechtliches Gehör の整理が有益である。本書によれば、審問請求権は主として三つの構成要素から が与えられる。 その瑕疵や擬制ある場合には、 審問請求権侵害として憲法上 連の判例とこれを契機とす 送達は
- $\widehat{17}$ 所収 Ш 木戸 の提唱による。 克己 「訴訟における当事者権」民商三九巻四・五・六号(昭三四) その後の当事者権概念の展開については、 佐上善和 「当事者権という概念の効用」『民事訴訟法の争点』 (『民事訴訟理論の基礎的研究』 昭

V >

五四)六六頁参照

- $\widehat{18}$ 六三)一七頁は一三条を挙げ、伊藤・前掲論文五二頁は三一条と八二条を挙げている。 かについては、種々の見解がある。三一条を挙げるものが多いと思われるが、たとえば上田徹一郎 たとえば、新堂・前掲『民事訴訟法』八五頁。 ただし、 当事者権の憲法上の根拠として、憲法三二条のほかにどの条文を挙げる 【民事訴訟法】 (法学書院、昭
- 19 四)一頁以下「第一章・裁判を受ける権利と訴権論」参照 「裁判を受ける権利」の意義と沿革、 現在の議論状況については、さしあたり、 藤井俊夫『事件性と司法権の限界』 (成文堂 MZ

3 送達の手続保障機能

訴訟開始文書の現実の送達を必要としているのも、この思想の現れである。また、 障をなすものということができる。したがって、訴状の送達なくして下された判決は、およそ裁判の基本的条件を欠 容的保障たる弁論主義を機能させる前提条件をなすものであり、 くものであって無効と評価されなければならないであろう。 知を受ける権利、 具体化したものとして、 であり、 民事訴訟法における基本諸原則のうち、 (二二九条一項)、 判決の送達(一九三条)を規定しているのである。これらのうち、特に訴状の送達は、判決の送達(つ九三条)を規定しているのである。これらのうち、特に訴状の送達は、 防禦権の行使を保障する最初の契機であり、被告の「裁判を受ける権利」の最も初歩的、 送達制度はこの弁論権の保障を現実的に支える支柱である。すなわち、民事訴訟法は、 審級制度と上訴権等を認めていると解されるが、これらを現実に機能させるものとして、 期日呼出状の送達 (一五四条)、準備書面の送達 (二四三条)、訴え変更書面の送達 訴訟の開始を告知される権利、 とくに双方審尋主義および弁論主義は右の弁論権の保障の訴訟法上 期日の呼出しを受ける権利、 民事訴訟法二〇〇条二号が、 わば弁論権保障の外的条件ということができる 期日呼出状の送達は、 準備書面の制度、 外国判決の 被告に訴訟の開始を知ら 基礎的、 弁論権とその保障を 承認要件として 訴え変更の告 (二)三二条三 弁論権 最低限の保 訴状の送 0) 現 n

も進行せず、

判決が

確定しないから既判力も発生しないことになる。

を求める権利を保障するとともに、 立しない。 ものである。 Ł (それゆえ、 無効と扱われなければならない。 五四 送達によらない 逆に言えば、 条二項)。 簡易呼出しの方法によるときは、 したがっ 判決の送達が既判力発生の前提条件をなす。 て、 不服ある判決の確定を遮断 判決の送達は、 期日 1呼出状 の送達なくして開 原審 の判断に対する不服申立ての機会を与え、 期日の懈怠による不利益を課することができず、 して不利 かれた期日は 益判決の既 したがって、 無効であり、 判力発生を妨げる機会を保障する 判決の送達がなければ上訴 相手方のなり より実効的な弁論 擬 制 自 た Ľ 弁 も成 期 H

の欠缺は名宛人に手続法上の各種の法的負担を負わせる前提を欠落させるものということができる。 なされずに手続が 0 続上判決 判決の送達との二回の送達で終わる手続が少なくないから、 欠缺と同 な り名宛人に到達しない場合、 が このように、 弁論 瑕 訴 存在したとしても、 かった場合とは大きく事情が異なるが、 疵 状も期日 0 様の 場 が確定したも 0) 保障が侵害されたものとして、 合と送達の擬制の場合とでは、 状況に置 訴 呼出状も送達されずに判決が下され、 進められることは現実にはほとんどありえないであろうが、 状・期日呼出状・ のと扱われている場合が時折生じるのである。 かれることになる。 既判力等の内容的効力を伴わない あるいは送達の擬制により名宛人に到達しない場合には、 判決の送達は弁論権を実質的に保障する上で極めて重要な役割を担っており、 憲法上、 前述のように、 前者が手続の違法と評価されるのに対し後者が適法な手続として推移する 被告にとっては送達の欠缺と同様の状況に置か 救済の必要性が基礎づけられるものと考えられる。 その判決も送達されないことがあるとすれば、 今日の実務では訴状および第一 無効な判決と評価せざるをえない。 送達の瑕疵または擬制により この場合、 送達が実施されてもその送達に 裁判所にとっては手続上送達を実施 回期日 被告の 名宛人にしてみれ れるのであって、 そのように一 呼出 全く知らない たとえ判決の外 状の送達と欠席 それゆ ただし、 がば送 切 送達 之、 最低限 瑕 間 に手 送達 疵 達 仮 そ かい が

F

〔春日偉知郎〕、一四一頁以下〔坂本恵三〕参照。

点で、手続法的評価が大きく異なる。そこで、以下では二つの場合を分け、 とにしよう。 それぞれの場合の救済方法を検討するこ

注

- 20 「特別講義民事訴訟法」三八一頁参照! 期日 期間と送達制度の手続保障機能の的確な分析として、 高橋宏志「不意打防止のシステム― -期日・期間・送達」 新堂編
- 21 の防御権の保障である。これらの点につき、とりあえず、石川明=小島武司編『国際民事訴訟法』(青林書院、平六)一〇一頁以 直接郵送がその要件を満たすかが大きな問題となっているのは周知の通りである。そこでの焦点は、 国際民事訴訟法の領域では、手続開始文書の送達が判決効承認の前提要件として決定的な意義をもつ。わが国でも、 憲法三二条を背景とする被告 特に訴状の
- $\widehat{22}$ 判決言渡後に裁判官より「いったん訴えを取り下げて再度訴えを提起してほしい」との要請を受けてなされた再訴の事案である。 稀な例であるが、 最判昭和五五年一月一八日判時九六一号七四頁は、 被告に訴状不送達のまま欠席判決を下したことに気づき、

送達の瑕疵と手続保障の調整

1 送達の瑕疵による手続保障欠落の態様

は届いたものの送達の方式厳格性に基づく軽微な瑕疵といえるものから、 者または執行官が、 所の決定、 送達の瑕疵といっても種々のものがある。 送達方法の選択、送達要件の認定に際して誤りを犯すこともありうるし、送達実施機関たる郵便業務従事 名宛人やその同居人を誤認したり、 送達事務取扱者たる書記官が、 送達場所を間違えるということもありうる。その結果、 およそ名宛人に書類が届かず何も告知しえ 送達書類の作成、 名宛人の決定、 送達場 書類

間

等の送達書類が到達しない場合である。では現実にどのような場合があるか。 ないような重大な瑕疵に至るまで、 さまざまである。ここで問題とするのは、 それら送達の瑕疵により名宛人に訴状 論述の前提として、 近年の裁 判例に現

れたケースを基に、 その典型例を示しておこう。

1 名宛人の居住していない場所を住所として送達し、そこで受領した者が名宛人に知らせず放置した場合 (送達

場所の瑕疵

2 同居人として送達受領能力のない幼児や老人が送達書類を受領し、 名宛人に渡さずどこかに紛失してしまっ た

場合(送達受領能力の欠缺

3 手続上対立する当事者やその支配下にある者が相手方の補充送達の受領者となり、 送達書類を隠匿してしまっ

た場合(送達受領権限の欠缺)

4 (5) 通常の郵便送達や就業場所送達を省略して直ちに付郵便送達を実施し、 書留郵便に付して送達がなされたが、 宛先が間違っていたため返送された場合(付郵便送達の宛先の 全戸不在のため郵便局に留 め置かれた

瑕

瑕疵 達しなければ、 ずれも名宛人に送達書類が届かず、 後裁判所に返送されてしまった場合(付郵便送達の要件の欠缺) があれば、 被告は期日を知りえず答弁書不提出のまま欠席せざるを得ない。 被告が訴訟 の開始を知らないまま手続が推移しうるし、 告知の目的を達しえない場合である。 期日呼出状の送達も右のような瑕疵 したがって、 その結果、 訴状の送達に右 通常は原告の請 求原因事 により到

実が自白されたものと見做される (一四〇条三項) |後には判決が確定したものとして処理するのが通常であるから、 判決の送達にも右のような瑕疵が重なったとすれば、 裁判所としては判決の送達が済んだものと見て、 被告は敗訴判決の存在を知らないまま、 不服申立 その二週

から、

請求認容のいわゆる欠席判決が下されることになる。

真実との心証を得た。

この場合裁判所はどのような処置をとったらよいか。」

99

の機会も与えられずに、

事実上その確定判決の不利益な効果を押しつけられることにもなりうる。

注

すことにしたい。

- 1 多分に右別稿と重複するが、送達にかかる手続保障論の全体像を示すうえで不可欠と思われるので、本稿においてもその概略を示 効」中村英郎教授古稀祝賀論文集『民事訴訟法学の新たな展開』(成文堂、 送達の瑕疵による手続保障の全部欠落とその事後的補償としての判決無効論の詳細については、 平成八年三月刊行予定) も参照されたい。 別稿・中山 「訴訟係属と判決無 本章の論述は
- 2 と実務感覚を知るうえで参考になると思われるので、ここに紹介しておこう。具体的設問は次のようなケースである。 なされていなかったことが判明した場合の処置)について、裁判所の処理について興味ある諸説が検討されている。 宮崎富士美『設例・民事の実務』(三協法規出版、平三)二四三頁以下には、 弁論期日呼出状、 「被告に対し原告全部勝訴の判決正本を送達した後に、被告の妻であった者から、『被告宛の訴状、 それ以前既に被告と離婚、 判決正本をまとめて送り返して来た。 別居しており、 被告は現在行方不明であるから、被告に交付することができない。』と、 裁判所書記官は、実情を調査したところ、被告の元妻の述べるところは 設例式で〔判決送達後に、 判決を受け取ってしまった 訴状等の送達が適式に 実務上の処理 訴状、 П

判決の再送達だけを実施する説、 の判決につき、 この設問に対して、 検討の結果、 「どの説も一長一短があって決め難いが、 無効宣言の中間判決をする説、③勝訴の原告から控訴させる説、 一応次の方法が考えられるとして、各説を検討している。①変更判決によって前の判決を取り消す説、 ⑥訴訟手続は形式的に終了しているから、なんらの措置を採らない説 ④勝訴の原告から再審の訴えを提起させる説、

訴えを提起するのは適法性に問題があるので、裁判所書記官としてはひとまず被告に対する判決の再送達 あえてこれを争うことはないであろう。 放置説は次のような考慮を背景とする。 原告に控訴するよう促すのが無難といえる。 実体的真実に反していれば、その時点で再審の訴えを提起させればよい。判決言渡により 「判決の内容が実体的真実に合致していれば、後に被告が現れて、 放置説は、 変更判決説、 実務家の立場からは共感を呼ぶであろう。」と結論づける。 中間判決説は適当でなく、再審の訴え説も原告から再審 判決の存在を知

をつけないで、

そのまま放置して置いたほうがよい。」(傍線筆者)

形式的に完了している訴訟手続に瑕疵 があったとしても、 法律上これを審理に引き戻す制度は用意されていないのであるから、

2 名宛人の救済方法をめぐる議論の現状

では、 送達に右のような瑕疵があって名宛人たる被告に到達しなかった場合、 被告の救済方法としてはどのような

ものが考えられるか。段階を追って順に考えてみよう。

きよう。 (3) されることになる。この段階で被告がたまたま気がつけば、 訴状および第一回期日呼出状が送達の瑕疵により到達しなければ、 このようなことがなければ、 請求を認容する判決が下されることになる。 判決言渡し前であるかぎり弁論の再開を求めることが 被告欠席のまま擬制自白ありとして弁論 が終結

確定前) 八九条)を求めることが可能であろう。ただし、控訴できるということと、 判決の送達が有効になされ被告本人に届けば、この時点で判決の存在を知りうるから、 であれば控訴の提起により、 二週間内に控訴しなかったことをもって失権するかどうかは問題である。 原審の手続に違法があったものとして判決の取消・差戻し(民訴法三八七条・三 控訴しなければならないということとは 訴状等の送達の瑕疵を再審 送達から二週間 以 (判決

事由と捉える場合には、 決の送達にも瑕疵 があり、 後述のように、 被告に到達しないまま上訴期間が経過したものと扱われた場合はどうなるか。 再審の補充性 (四二〇条一項但書)が問題となりうるからである。 判決の

級審では、 送達が無効であれば上訴期間が進行しないから、 このような論法で名宛人の控訴や異議を認めるものがある。他方、 いつまでも上訴を提起できるという解釈が成り立ちうる。すでに下 送達の瑕疵により手続関与の機会が全

く与えられなかった場合は民訴法四二〇条一項三号に該当するとして、またはこれに準じて再審を認める下級審裁

例 そ が

訴期間 冉審は許されない、 に知 するのが大審院および最高裁の立場である。 や争えないとするのが従来の ない があった場合、後に責問権の放棄・ それでは、 かぎり、 手続上は有効に上訴期間が進行し、 たものと解すべきであるとして、 の徒過により判決は確定し、 その送達は無効であり、 判決の送達が擬制送達によった場合はどうか。この場合も判決が被告に到達しない点では同 とする裁判例もあった。 般的な見解であった。 確定判決には既判力が発生するから、(6) 喪失または追認により、 手続の違法が存続するように思われる。 知りながら控訴によって主張しなかった場合には再審の補充性によりもはや したがって二週間後には確定判決が存在することになる。 さらに、 しかも、 判決の送達が有効である以上、 再審事由は制限列挙であるから厳格に解釈すべ あるいは目的到達により瑕疵の治癒がなされることが 再審事由でもないかぎり手続の しかし、 訴状等の瑕疵は判決の送達 判決の送達が有効であ 訴状等の送達に瑕 瑕 疵 じである れば上 はも 0) 時 は

の代理人として訴訟行為をした者に代理権の欠缺があった場合と別異に扱う理由: 解釈し 者が送達受領能力を欠いた場合であって、受送達代理権の欠缺という構成もありえたにもかかわらず、 瑕疵あり、 送達がされず、 これに対して、 た場合には再審の訴えを提起することが許されない旨規定するが、 事 由 があるものと解するのが相当である。 判決の送達は擬制送達で確定した場合) 再審によって救済するという方法を承認したのである。 近時、 その故に被告とされた者が訴訟に関与する機会が与えられないまま判決がされた場合には、 地殻変動が生じてい る。 また、 に民訴法四二〇条一項三号のい 平成四年九月一〇日の最高裁判決は、 民訴法四二〇条一項ただし書は、 しかもこの判決は、 再審事由を現実に了知することができなかっ わゆる代理権欠缺の再 は ない 再審事· から、 事案としては補充送達 右のような場合 民訴法四二〇条 由を知っ 審 有効に訴状 事 H 当事者 の受領 を拡 送達に

決は

無効」

という命題を再確認し、

再審事由 た場合は同 として代理権欠缺の場合と同視するものであり、 項ただし書に当たらない」(傍線筆者) と判示する。これは、 送達名宛人の救済という観点から見て、 送達の瑕疵による手続関与の機会の欠落 大きな前進 と評

し うる。 ¹⁰ 不当利得返還請求や抹消登記請求の訴えを提起できてよいのではないか。 行がなされてきた場合に、 の基本条件を欠くものであり、 えていくと、 れることが少なくない しまう可能 こで、ここでは訴訟法上のテクニックとして 意しておくことが望ましいのではなかろうか に考えていくと、 週間以内に控訴を提起しないと、 しかし、より深く訴訟の基本原理である双方審尋主義、 弁護士 適切に対処できるであろうか。 への 性がある。 もう一歩踏み込んで、そもそも訴状送達の瑕疵が治癒されないまま下された判決は、 実体法・ 相談・調査・資料収集・対策協議・書面作成などを考えれば、右の期間制限も過酷にすぎると感ぜら 手続関与の機会が全く与えられぬまま下された判決は無効として、 しかし、 訴訟法の両方にわたって直ちに的確な法律構成と法的手段をとりうるわけでもない。このよう であろう。 請求異議の訴えで防御できないものか。 今まで何ら訴訟の存在を知らなかった者が、いきなり判決を受け取り、 判決無効と考えるべきではないか。 当該裁判所が遠隔地であったり、 控訴による救済だけでなく、(再審の補充性により)再審による救済も遮断されて 送達の瑕疵に基づく判決無効論を提示したいと思う。(ユロ) 法律家ならともかく、素人にとって記録の閲覧などは思いつかないであろう 「訴訟係属」という技術概念を用い、 (筆者は、 後述のように判決無効と再審は両立可能であると考えている)。 さらに憲法上の たとえば、 あるいは、 弁護士過疎地の場合にはなおさらである。 また、 「裁判を受ける権利」 執行や登記がなされた後なら、 右のような欠席判決に基づいて強制 判決が有効に送達された場合には、 「訴訟係属のないまま下され 再審以外の救済方法をも多種 の保障に照らして考 むしろ判決として 直ちに全てを 直 当の弁 た判

注

- 3 得ることができないであろう」と述べるが、 民事訴訟講座1』(昭五六)三○五頁が、裁判官の立場から、「被告が欠席したのが病気、汽車の事故等やむをえない事由による場 参照 価したい。 合であって、 懈怠に対する追完=弁論再開に類推すべきではないかと考える。 中山幸二「弁論を再開しないことが違法とされるのはどのような場合か」別冊法学セミナー『民事訴訟法 最判昭和五六年九月二四日民集三五巻六号一○八八頁参照) 裁判所が 般に、 なお、 弁論の再開は裁判所の裁量事項に属するとされるが、この場合は手続保障の全面的欠落であり、 しかも事前に期日の変更を申請したり答弁書その他の準備書面を提出するいとまもなかったというような場合にま 弁論の再開を許さないというのでは、 再開義務の範囲については、 右最判の基準よりも広く、 筆者はこれに送達の瑕疵・擬制による欠席の場合を付け加え、 訴訟の促進の名の下に適正な裁判の実現を放棄するに等しく、 から再開義務が存する場合と解する。 塩崎勤 不変期間の懈怠に対する追完事由 「当事者の欠席をめぐる実務処理上の問題点」『新・実務 弁論再開義務の意義につき (一五九条) [第三版] I] 二九五頁 再開義務の観点から評 「手続的 当事者の納得を を弁論期日の Œ
- 4 三月一九日NBL五〇二号五五頁が、 月後の異議申立てを認めているのも、 地 いないとして、 たとえば、大阪高判平成四年二月二七日判タ七九三号二六八頁は、 |決昭和六一年一〇月一七日判夕六三九号二三六頁、東京地決昭和六三年九月二||日判時一二九二号||一〇頁、 八年後の控訴を適法とする。 この論法による。 仮執行宣言付支払命令の付郵便送達の瑕疵を認め、それぞれ五週間後、 仙台高判平成五年一二月二七日も、 判決の補充送達に瑕疵があったと認め、 同様の論理で一年後の控訴を認める。 三ヵ月後、 判決が未だ確定して 大阪地決平成二年 また、 三年四 釧路
- 5 九号六七頁は、 高松高判昭和二八年五月二八日高民集六巻四号二三八頁は、 が受領していた事案で、 三号に準じて再審事由を肯定できるとした。 別居していた母親に対してその住所を原告方として訴訟を提起し、 受送達代理権の欠缺を理由に三号の再審事由に当たるとした。 支払命令・仮執行宣言付支払命令の補充送達を送達受領権 原告の妻が訴状等の補充送達を受領していた事 東京地判昭和五二年二月二一日判時八六 限
- $\widehat{6}$ 大判昭和一七年一二月二六日民集二一巻二四号一二二五頁は. 訴状 期日呼出状の送達が不適法であっても、 そのような訴訟手

参

の違法は確定判決の効力に影響を及ぼさず、 欠席判決が確定した以上既判力を有すると判示する。

7 あっても「確定判決ノ訴訟手続ハ法定代理人若ハ訴訟代理人ニ依リテ為サレシモノニ非ズ。従テ法定代理権若ハ訴訟代理権又ハ代 号ノ再審事由ニ該当セズ」 理人が訴訟行為ヲ為スニ必要ナル授権ノ欠缺アルモノトハ云ヒ得サルコト洵ニ明瞭ナルニヨリ民事訴訟法第四百二十条第一 う場合は、 モノニシテ、 訴訟行為を云々する余地はないから、 送達の申立てをした場合)。この論法でいくかぎり、 大判昭和一〇年一二月二六日民集一 、決スベキモノ」とし、被告の住所を調べればすぐ分かるのに原告がこれをせずに住所不明として公示送達の申立てをした場合で 補充送達の受領者が送達受領権限(これを法定代理権と捉えるのが通説である)を有しない場合を除き、 従テ法ガ其ノ訴ノ事由ヲ特ニ制限的ニ規定シタルコトニ鑑レバ、該事由 (傍線筆者)とする。同旨、 およそ同号の再審事由の適用可能性はないことになる。 四巻三四号二一二九頁は、 送達の瑕疵による訴状・呼出状の不到達、 最判昭和五七年五月二七日判時一○五二号六六頁(住所を知りながら公示 「元来再審ノ訴ハ終局判決ノ確定力ヲ除去スルコトヲ目的トスル ノ存否ハ法ノ規定スルトコロヲ**厳格** それゆえ訴訟不知による欠席とい 一項第三

- 8 三年九月一八日と特別上告審・最判平成四年三月一七日(中山「消費者法判例紹介」NBL五一八号四〇頁および四四頁)。また、 次掲最判の原審・高松高判平成| たとえば、 札幌簡判平成二年一月二五日(中山「消費者法判例紹介」NBL四五四号四三頁) 一年 二月二七日 (判例集未登載・NBL五○六号一五頁参照) およびその上告審・札幌高判平成
- (9) 最判平成四年九月一○日民集四六巻六号五五三頁(七才の娘が父親あての訴状を受領したが交付せず、 名を冒用して契約を締結した妻が受領して隠匿したとされた事案)。 欠席判決の送達は夫の氏
- $\widehat{10}$ 釈が見られた)。その意味で、 せず、「訴訟に関与する機会が与えられない」事態を再審事由と見ているものと解されるからである た場合にも、広く民訴法四二〇条一項三号が適用される可能性も出てきた。 し、それにとどまらず、 対する評価につき、 これにより、 訴状送達の瑕疵により被告不知のままで下された判決につき、再審による救済可能性が承認されたといえる。 中山 この判決を契機に、 「同居者への訴状・判決の送達と再審の可否」NBL五〇六号一七頁 この判決は従来の最高裁の厳格解釈の方針を大転換する画期的な判決と評しうる。 送達の擬制により被告が実質的に手続関与の機会を与えられずに欠席判決を受けてい 判示からは「代理人による訴訟行為」であることを要 (以下 (下級審ではすでに同様の解 「送達と再審」として引用 筆者の本判決に

これに対して、 河野正憲 「手続権侵害と再審事由 (一)」法学五八卷二号一頁 (平六) は、 手続に関与できなかったこと自体が

述べ、 機会が与えられたとはいえないとし、「当事者に保障されるべき訴訟に関与する機会というものを実質的に捉えている」とする。 障の重視に力点を置いたものと解したい。 これは本件の事案 申立てでも送達は有効だから再審は認めない)とも整合しうる無難な位置づけであろう。 状の送達がされず、 一視されたのではなく、 その余地を示唆する。 慎重な言い回しではあるが、 (たまたま訴状の送達を受領したのが小学生であった) その故に」 その原因として手続上の重大な瑕疵 田中豐 関与の機会が与えられなかったとの文言を重視するものであり、 「最判解説」曹時四五卷一〇号一五九頁 送達が有効であっても再審を認めうる場合があるかは 本件最判を解説する田中調査官も、送達が有効にされても、それだけで訴訟に関与する 元があっ たことも重要であるとの理解を示す。 を素直に反映した文言に過ぎず、 しかし、 「将来の問題として残されている」と 従来の裁判例 私は右の文言も承知のうえで、 これは 最高裁は実質的手続保 (悪意の公示送達 判 示 0) 有効に

 $\widehat{11}$ を示し、 未だ少数説であり とする。 達として有効と評価された場合と実情は何ら変わらない。 残念ながら、 〇五号二八頁以下 妻Aに交付されていたとして、 のことであり……記憶にありません」とされ、確認はできなかった)。 も母親に渡したところ、 筆者はかつて訴状送達の瑕疵に基づく判決無効論の提示を試みた、 なお、 高橋宏志 判決無効 本件事案につき筆者の推理するところでは、 本件再審訴訟を担当した弁護士からも、 を前提とした不服申立ての方法をも詳細に検討したうえ、 「理論としては判決無効説は将来の課題だ」とする。 (平四) 判批 母親が氏名冒用の事実の発覚を恐れて隠してしまったのが実相と思う(この点を確定すべく調査したが、 私法判例リマークス一九九四 以下 三号の再審事由に該当するとされる」 「送達と裁判」として引用)。これに対して、 また訴訟記録中の娘の上申書 父親と母親あての二通の訴状 〈上〉一五〇頁も、 田中・右「最判解説」一五九頁も、 可能性が排除されていないことを名言しているのである。 中山幸二「付郵便送達と裁判を受ける権利 仮にそうだとすれば、 再審との両立可能性を含め 判決無効説にくみするとの態度を表明しつつ、これは 中中 が同時に送達され、 [平成元年一〇月二九日付] 前掲 「最判解説」一六一頁以下は重大な関心 訴状の送達を母親が受領. 仮に「訴状がXの四女Bにではなく これを受領した娘 「今後の議論をまちたい からも (下)」NBL五

再審により当該判決が覆ら 前提として、 他方、 原告が悪意あるいは害意をもって被告あての訴状等の受領を妨害したような場合は別として、 当該訴訟における訴訟係属が有効であるとの法的判断も当然に含まれているものと解し、 判批 ない限り、 法学研究六六巻九号一〇二頁は明確に反対し、 訴訟係属の 無効は問題にできないものと解する」 訴状の送達が無効のまま下された判決でも とする。 高見進 判決確定後に 判 般的 批 民商 有効な訴 〇九巻 おいては、

とする余地はない、 を否定する。 の送達がないと評価される場合であっても訴訟係属は生じると解すべきである」とし、 はドイツの裁判例に仮託して摘示したつもりであるが、次節で改めて詳述することにしよう。 一頁(平六) も、筆者の見解を「理論的根拠が明らかでない」とし、訴状の送達が無効でも さらに、浩瀚な文献研究を披露する加波眞一「(民事) というのが通説の立場」であり、「この通説に反論するだけの論拠を示すべき」だという。筆者の論拠の要点 判決無効の法理(三・完)」北九州大学法政論集二二巻二号七 判決無効の前提たる訴訟係属の不成立自体 「判決が確定すればもはや無効を問題

3 訴訟係属の欠缺を理由とする判決無効論

想は、 ゆえに、 て、 「訴訟係属」概念の構造を確認しておきたい。(14) 筆者は、 訴訟係属のないまま下された判決は、手続法上、被告に審問の機会が全く与えられなかったものと評価されるが 従来ほとんど見られなかったし、未だ承認されていない。そこで、母法国ドイツの議論を参考にして、まず「、無効と解すべきものと思う。しかし、判決効発生の前提条件という角度から「訴訟係属」を捉えるという発 訴状送逹に瑕疵があり被告に到逹しない場合には、そもそも訴訟係属が成立していないと考える。そし

その実質は被告の rechtliches Gehör すなわち審問の機会の保障にある。それゆえ、Rechtshängigkeit の発生により 対して、Rechtshängigkeitの方は、 分をなすのは原告の裁判所に対する権利保護の要求 が原告の申立てを取り扱っている状態をさす。 般に、Anhängigkeit は原告が訴状を裁判所に提出した段階で発生すると考えられており、 ドイツでは、 「訴訟係属」にあたる概念として、Anhängigkeit と Rechtshängigkeit という二通りの概念が 被告に訴状が送達された段階で成立するものと考えるのが今日の通説である。 いわば原告と裁判所との間の訴訟関係が成立する。その内容の中核部 (Rechtsshutzgesuch あるいは Rechtsshutzbitte) である。 手続 が開 始し、 ある。 裁判所

7

て、

まさに訴訟法律関係の

成立要件たる訴訟係属が生じていない

効という場合には、

被告には未だ審問

の機会が与えられておらず、

裁判

所

0

判

決義務の

基

一礎が

備

わっ

てい

ない

のであ

ŋ

ものと考えられるの

ハである。 (15)

もつ

たがって、

訴状の送達がまだなされていないとか、

訴訟係属のないまま下された判決が既判力の基礎を欠くことの実定法上の手掛

訴状送達が形の上ではなされたけれどもそれに瑕疵があ

かりともいえよう)。

関

意

味する

(この点は、

被告が当事者の地位につき、

被告を含む訴訟法律関係が成立すると捉えるのである。

発

状

取下げ又は訴え却下を解除条件として) 止 O) 係が成立する で、 送達によって、 訴訟関係が成立する 生する。 未だ裁判所の判決義務は生じておらず (民訴法二二八条参照)、 に重要な意味を持つように思われる。 提出 審 所 民訴法二三一条) 理の基礎が与えられ、 権利保護要求の提示により原告の権利行使の意思が国家機関たる裁判所で明確になっ 0 手 によって、 ような概念区 続 それゆえ、 は開始するものの、 (Rechtshängigkeit の状態)。 被告に対する防禦の機会の保障と裁判所の判決義務を中核とする原告・ 原告の裁判所に対する権利保護要求の提示と裁判長の訴状審査義務を中核とする原告・ が働くのもこの時点からである。 裁判所と原告・被告三者間の訴訟法律関係がここで成立すると見られる。 分は (Anhängigkeit の状態) わが国でも有益であり、 訴訟係属に基づく訴訟法上の諸効果が生じる。 訴えの適法性および請求の理由具備性に関する審理は行われない。 時効中断の効力を生ずると解する 現行法の構成から見ても、 この段階で始めて、 が、 この段階では、 送達の瑕疵との関係では Rechtshängigkeit たる訴訟係属 これは、 被告に訴状が送達されて始めて裁判所の判決義務 双方審尋主義に基づく訴えと請求 この段階で下される判決に既判力が生じうることを 裁判長による訴状審査 訴状審査段階では裁判長が形式的 (民訴法二三五条、 既判力の抵触を防止するため二重起訴 被告・ 民法一四九条)。 書記官による送達 たものとみて、 裁判 すなわ 所間 (訴訟要件と本 審査をするだけ ただしこの の訴 ち 次に訴 裁判 (後の 訟法 など、 まず が 決定的 所 状 時 間 0) 訴 が

点

ż

裁

0

しても、 たは 訴 ર્ધ્ う意味で、 ない限りは、 判決が下されたとしても、 によって治癒される謂われはない。 になるし、 状 送達 何らかの契機に訴訟の存在を知り、 喪失による治癒、 被告が何らかの契機にその訴状を知り、 の瑕疵による訴訟係属の欠落という状態は、 目的到達による瑕疵の治癒を認めてよいであろうし、 意識的に責問権を放棄することも当然認めてよいであろう。 訴訟係属がないまま事実上手続が進むものと見られ あるいは目的到達による治癒というものが考えられる。 そのような欠席判決は したがって、 期日に出頭し、 期日に出頭がないことを理由に擬制自白と見做され、 その訴状を手にしたという場合には、 「訴訟係属のないまま下された判決」として重大な瑕 その後ずっと継続するとはかぎらず、 異議なくこれに応訴したというような場合は、 また、被告がその訴状の送達を受けなかったとして (違法な手続)、この瑕疵は判決が言い 逆にいえば、 すなわち、 右のような瑕疵 送達制度の目的を達したとい 訴状送達に瑕疵があっ Ņ わゆる責問権の放 の治癒がなされ 疵を孕 渡されたこと 責問権の喪失 43 わゆる欠席 たと

決と見られるのである。 欠落 手続法上 keit たる訴訟係属の欠落→「訴訟係属のないまま下された判決は無効」ということになる。 この場合、 瑕 の状態と見ることができる。ただし、 疵 の評価として審問の機会全部欠落と見られるのであり、 0 その実質を捉えるなら、 癒の ないまま下された判決は無効と解される。これを図式化すれば、 被告に審問の機会が一切与えられておらず、 後述の送達の擬制による事実上の手続保障の全部欠落と異なり、 既判力の基礎の欠落ということができる。 その意味で被告の手続保障の全部 訴状送達の瑕疵→ Rechtshängig そもそも それゆ

由をも主張しうる。 求めて新訴を提起できるし、 決が 無効であ n ば既判 また、 判決無効確認の訴えも認めてよいと解する。(18) 力が生じないから、 当該判決に基づく強制執行に対しては請求異議の訴えにより 被告としては、 当該判決で肯定された実体的法律関係の不存在確 民事訴訟法四二〇条一項三号による再審 前 訴判 決の 基 準 時 以 前 認を 0) 訴

を解釈論として認められないものであろうか)。 ないだろうか。この点は現行法の専属管轄規定に真っ向から対立するようにも見えるが、 のであって、 あるから、 である。 おいて何ら手続関与の機会が与えられなかった者にとって、自己に不利益な管轄に拘束される謂われは本来ないから されていた場合、 和する意味でも、 えも認めてよい。このように救済方法の併存を認めることは、(9) 前訴判決裁判所と異なる裁判所に提訴するときは、 前 前訴の送達の瑕疵が認定できた以後の審理は、 |訴の記録といっても高が知れている(このことはまた、再審の訴えや請求異議の訴えの専属管轄性をも薄める 再審の訴えや請求異議の訴えは専属管轄として当該判決裁判所に固定されることになるが、 また管轄を選択しうる点でも少なからぬ意味がある。 再審でも請求異議でも申立てにより移送の余地も認めるべきでは 記録写しの取寄せも考慮してよいであろう。 救済方法選択の適否にかかる当事者の責任と負担 特に、 当該瑕疵ある判決が被告の遠隔地 中間判決を境とした移送というもの 欠席判決で 前訴に で下 を緩

という事態は、 すには Rechtshängigkeit が生じていることが前提となる。 事者を不可欠の前提とする訴訟の本質上、訴訟法律関係の成立時点は被告への訴状の送達時であり、 は、 てを受けて、 判決が下され、 H のチュ わが国では、 下級審ではあるが、 そのまま下された判決は無効である。 ービンゲン地方裁判所の決定がある。この決定は、送達場所の誤りにより訴状が被告に到達しないまま欠席(窒) 判決無効と宣言したものである。 審問請求権侵害の最たるものである。 その判決の送達も同じ誤りにより到達しなかったという事案で、 右のような考え方を適用して判決無効を認めた裁判例は今のところほとんど見られない。ド 訴状送達の瑕疵に基づき判決無効を肯定した注目すべき裁判例として、一九八二年二月二二 ②被告が判決を言い渡されるまで訴訟について何ら知ることができない 判決無効の論拠として右決定が強調するのは次の二点である。 欠席判決に対する故障の追完で救済されるとは限らないから、 訴状送達が無効であれば Rechtshängigkeit が生じてお 判決の存在を知った被告の故障申立 有効な判決を下 ① — 当 イツで

判決無効を承認することが基本法一〇一条一 このチュービンゲン地裁の決定は学説も認めるところであり、 項の法的審問請求権 ドイツで最も権威ある民事訴訟法の Lehrbuch と思 の保障から要請される。

係属のないまま下された判決は無効」の一例として紹介しているところである。 のsenberg/Schwabが、さらには最近第一五版からそれを引き継いだ Gottbald もこの判例を引いて、

ある。しかし、確定判決の法的安定性の根拠を掘り下げて見ると、原告と被告ががっぷり四つに組んでさんざん争っ(ヒタ) このような訴状送達の瑕疵に基づく判決無効論に対しては、 確定判決の法的安定性を著しく害するとの 批 判 が

解決に対する期待の保護は相当割り引いて考えてよいであろうし、裁判所にとってもさほど大きな労力と時間を費や たうえで得られた確定判決とは異なり、被告の知らぬ間の実質審理を経ていない欠席判決の場合には、 したわけでもなく、 安定性より、 被告の審問請求権すなわち憲法上の弁論権の保障を優先すべきであり、 判決の真実反映度も決して高いとは言えない。 手続的に正当化されない外見上の確定判決の法的 救済方法は再審の訴えに限定せ 相手方の紛争

ずに、できるだけ負担の少ない手段を用意しておくのが妥当であると考える。このように解しても、 曲 に判決の効力を争い、 実体的に意味のない訴えがやたらと提起されるという可能性は、 現実には危惧に値しないで 手続的 瑕 疵を理

あ ろう。 う。

注

 $\widehat{12}$ 状送達前の移送の可否との関係で論じられたりしたが、 かつては訴訟法律関係の成立時点として訴訟係属発生の時期が論じられたが、それは訴訟法学の体系化を強く意識しての議論で た。 その後、 訴状提出・送達の前後に当事者が死亡した場合の取扱いとの関係で当事者確定論と結び付けて論じられたり、 それらは主として訴訟係属の発生時期をめぐる訴状提出時か訴状送達時か

に親しむものでないと論ずる。 訴訟行為たる側面から分析する。 力者に対する送達と判決の効力に関する学説・判例の詳細な整理分析として、 提出行為、 慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集法律学科篇』一二一頁 裁判所の訴状送達行為、 なお、 柏 未邦良 示唆に富む論考であるが、私はやはり訴訟係属の有効無効の評価を認むべきものと思う。 そして、 「訴訟要件と訴訟内紛争」民事訴訟雑誌一九号八五頁 被告の訴状受領行為の三つから成る複合行為と捉え、 訴訟無能力者に対する送達との関連で、訴訟係属という概念が有効無効という法的評 平 三 坂原正夫 参照 「訴訟能力の欠缺を看過した判決の効力」 それぞれにつき訴訟設定行為たる側 (昭四八) は、 訴え提起行為を原 面 価

- $\widehat{14}$ $\widehat{13}$ き出しの実質概念で再審理を認めるのは、 当該手続の延長たる再審による取消を必要としないと考えるのである。 せるには 訟手続に乗っていない する。 - あれば再審の訴えによらず再審理を許容する、という一見矛盾した論理は現行法には適合しないのではなかろうか ドイツにおける訴訟係属概念の概略については、中山・前掲別稿「訴訟係属と判決無効」 無効は審問の機会の欠落を意味するというのである。そこに、「訴訟係属の欠缺」という形式概念を介在させて、 私は、 前掲論文七二頁は、 「要件」として機能しえないと思われるのである。各種の再審事由を手続保障の欠缺という再審原理に一 訴状送達により被告に審問の機会が与えられる点に訴訟係属概念の本質を見いだすのであって、 (判決の基礎たる訴訟法律関係が成立していない)から正式の手続の効果を受けないのであって、 「訴状送達が無効の場合は、それだけで判決無効となり……、 歴史的「原理」としては受容できるが、精緻な現行訴訟制度における救済機構を作動。 逆に言うと、 加波教授のように「手続保障欠缺」 参照 というのは……単純にすぎ 訴訟係属概念の二義性を明 それゆえ、 括し、 未だ正式の訴 それ というむ 訴状送達 ると
- 二六八頁および二八〇頁(平六)。 摘して、これに対応させた判決無効論を展開するものとして、鈴木大作 同論文は短編であるが示唆に富む。 「無効判決に関する一考察」早稲田大学法研論集七○号
- $\widehat{14}$ a 記念 訴訟法律関係論の歴史的展開と現代的意義につき、ゲルハルト・リュケ 『判例民事訴訟法の理論 (下)』(有斐閣、平七) 五七三頁が要を得た総括と展望を提供する。 「訴訟法律関係についての考察」 中野 填 郎 教授古稀
- $\widehat{15}$ 高見・前掲 う 意味でないとすれば、 判批 八三頁は、 は訴状提出により生ずる Anhängigkeit を意味するのであろうか。 筆者とは論理を異にする 送達の瑕疵により有効な訴状の送達がないと評価される場合でも訴訟係属が生じるとするが、 訴状送達により生ずる Rechtshängig. そ
- 16 高崎 前掲 判批 一〇二頁は、 訴状の送達が無効のまま下された判決でも 「主文の判断の前提として、 当該訴訟における訴訟

被告におよそ審問の機会も与えずに、 係属が有効であるとの法的判断も当然に含まれている」とするが、 判 .決後は訴訟係属の無効を問題にできないとするための巧妙な説明ではあるが、これで被告の審問の機会欠落という重大な 訴訟係属有効の判断をなしたものと解するのは、 送達の有効性について意識的な審理を欠き、 現実から遊離した論理操作といわざるをえ しかも名宛人たる

- 17 手続的瑕疵を治癒するのでは「擬制」 決の形式的存在にかからしめられているとの理解から、 mann/Wassermann, Kommentar zur ZPO, 1987, S. 古稀祝賀論集 〈formelle Urteilswirkungen〉は筆者の実質的効力と形式的効力の分類に対応する。 無効判決の執行力と請求異議に関する筆者の見解については、 づけられると思うが、鈴木大作・前掲論文二七九頁以下は基本的にこれを支持する。 『民裁判の充実と促進』上巻(平六)二九四頁以下参照 が過ぎる。 . 862f. 無効判決にも執行力は生じると論じる。これは今のところ全くの異説と位 (Fenge) 中山幸二「氏名冒用訴訟の判決の効力について」木川統 (以下「氏名冒用」として引用)。 の判決の効力の分類〈materielle Urteilswirkungen〉と なお、 同二八二頁に紹介する Anker なお筆者は、 執行力が判 郎 博士
- 18 民商五三卷三号一六八頁、 が多数である。vgl. Rosenberg/Schwab, ZPR, 14. Aufl., 1986, S. 364, Stein-Jonas-Grunsky, Kommentar zur ZPO, 20. Aufl. 1977, vor § 578 Rdnr. 16 ; Jauernig, Das fehlerhafte Zivilurteil, S. 188 わが国の判例 (最判昭和四〇年二月二六日民集一九卷一号一六六頁) 上村明広 「判決の瑕疵」 演習民事訴訟法(上)四五五頁等参照) および通説 (石川明 は消極的であるが、 判決の無効確認を求める訴の許否」 ドイツでは積極説
- <u>19</u> 判決無効と再審の併立可能性については、 中山・前掲 「氏名冒用」二九八頁以下参照
- $\widehat{20}$ 二日)に他の二つの訴えを取り下げていた。 最判平成四年三月一七日)の事案では、 判所に提起されていたため 部に債務不存在確認の訴え、請求異議の訴え、 前掲・最判平成四年九月一〇日の事案では、 路簡裁 害賠償請求の訴えを提起していた。 えの提起・遂行に苦労し、裁判所所在地の弁護士と協力して当たった事例である。 への移送申立てをしたが、その三週間後に申立てが却下されたので、 (博多と今治 釧路在住の被告が訴訟の存在を知ってから、 いずれも、 釧路と札幌 また、 再審の訴えを同時 福岡在住の被告が判決確定から九年目になって訴訟の存在を知り、 前掲・札幌簡判平成二年一月二五日NBL四五四号四三頁 受任弁護士が救済方法の選択に悩んだ事件であり、 の距離を、 時間的 (平成元年九月四日) ·経済的 一週間後に再審の訴えを提起し、 精 まず札幌簡裁に期日指定の申立てをするとと 神 に提起し、 的 側 (面からも想像されたい)、 費用の問題に関して付け加えれ 再審の一審判決後 また、 (その特別上告審は 前訴が遠隔地の裁 松山地裁今治支 その係属中さ (同 訴訟記録の

- ば、 じて最高裁 特に前者は、 (さらに差戻審) 法律扶助協会と福岡県弁護士会の「消費者特定少額事件援助制度」 までの訴訟が維持されたケースである。 (平成二年一○月発足) の援助により、
- $\overset{\widehat{20}}{\overset{a}{a}}$ 付システムへの着眼も筆者と問題意識を共通にする。 した判決に対する再審訴訟の専属管轄性に疑問を呈し、 池田辰夫「管轄合意の専属性と移送」中野古稀記念『判例民事訴訟法の理論 法定専属管轄の見直しを含めた抜本的な法改正の必要を主張する。 £ (平七) 一五五頁も、 欠席裁判のまま確定
- $\widehat{21}$ ないから訴訟係属が生じておらず、判決は無効である」との主張が追加されたが、上告理由書提出期間経過後の提出でもあり、 審院によって破棄されている。 は将来にまつことになった」という。 く判断が示されなかった。前掲・田中調査官の解説(一二一頁)によれば、 送達なくして下されたものであるから、 筆者の気がついた限りでは、 なお、 前掲・大判昭和一七年一二月二六日の原判決が、 前掲・最判平成四年九月一○日の事案では、上告理由として「前訴では有効な訴状の送達 訴訟法律関係の成立のないまま下された判決であり、 判決無効の構成を否定する趣旨ではなく、 前訴の欠席判決は適法な訴状および期日呼 既判力を生じないと判示するが、 この 出 大
- $\widehat{22}$ LG Tübingen, JZ 1982, 474. この決定の詳細は、 中山・前掲「送達と裁判 (下)」NBL五〇五号二九頁参照
- 23 あたるとして再審を認めたケースである。 ではなく、再審の訴えによって救済を求めてきた事案で、代理権欠缺の再審事由 のとして、KG, Urt. v. 27. 5. 1987, NJW-RR 1987, 1215 insbesondere 1216があるが、 Rosenberg/Schwab, ZPR 14 Aufl., S. 368; Rosenberg/Schwab/Gottwald, ZPR 15 Aufl., S. 344. なお、この決定に反対するも (わが国の民訴法四二〇条一項三号にあたる)に 判決無効を理由とする訴えを排斥したもの
- 24 りである。 なろうが、それでは法的安定性を著しく害するし、 `決があまりにも容易に覆りすぎて不当である」とする。結果として、確定判決が容易に覆ることになるというのは、ご指摘の通 高崎・前掲判批一〇二頁は、「再審の訴えを提起することなく執行段階で判決の無効を主張することも可能であるということに しかし、私はそれでよいと思う。 厳格な再審事由の定めとの対比において少なくとも外見的に成立している確定
- $\widehat{25}$ ろう。それゆえ、そのような既成事実を除去し、 たがって、無効判決であっても事実上起訴責任が転換されるのである。この場合、 確定判決の外観が成立している以上は、これに基づき現実には強制執行もなされうるし、 自己の権利を回復するには、最終的には何らかの訴えを提起せざるをえない。 判決が実体に合致していれば、あえてこれを争 登記や戸籍の記載もなされることにな

と推測する。

うことは稀であり、 このような実務感覚につき、 実体的に意味のない訴えがやたらと提起されるということにはならないであろう。 宮崎・前掲書二四七頁参照 これが大方の実務家の

兀 送達の擬制と手続保障の調整

受訴裁判所の掲示板に貼り出すだけであるから、 力 1 どが受領した時点で送達の効力が生ずるという仕組みになっており、これも必ずしも名宛人に到達することは確実で 比 九 という点で、 期待されるが、 はない。 九 が生じるという意味で、 7 前述したように、ここでは公示送逹、 「達するとは限らないのである。 (3) あり、 「擬制送達」 れば到達可能性は相当高いといえるが、 るという事態が生じるのである。 かかわらず、 ーセント予定されており、 通常、 また返送されても送達の効力に影響がないとされているから、 やはり送達の擬制がなされているということができる。(2) の態様と到達可能性の 受領者が失念してしまったり、 同居人等に交付すれば近接する時期に名宛人に確実に到達するであろうことが高度の蓋然性をもって 送達としては法律上有効であるから、 擬制送達と呼ぶ。公示送達(民訴法一七九条)では、どこに居るかわからない者に対して まさに送達擬制の最たるものである。 したがって、これらの場合、 付郵便送逹、 送達の効力発生時点 受領者が意図的に隠してしまうということもありうるから、 立法者が承認しているように、 補充送達を、 名宛人の知らないうちに手続が適法に進行し、 送達の本来の目的である名宛人への告知を達成 (郵便局での発送時) いずれも書類が名宛人に到達しなくても送達の効 補充送逹 付郵便送逹(同一七三条)では、公示送逹に 名宛人に到達せずとも送逹の効力が生じる まずもって到達しないということが (同一七一条) で到達していないことは明ら Ł 同居者·事務員 判決が確定し 名宛人に

注

 $\widehat{\mathbb{1}}$ 照 ば、 である)。 員会・消費者信用訴訟プロジェクトチーム『簡易裁判所における消費者信用訴訟の実態と問題点』(平一) 一七頁および三 判所において、昭和六二年受付の民事通常訴訟の中から信販関係事件のみ各三○件を無作為に抽出して調査した結果報告によれ ぞれの送達方法がどのくらいの割合で利用されているかについては知りえない。 記官実務研究報告書 究報告書七巻一号〕が昭和四三年当時の状況を、 これらの送達方法の実施の実情については、 (この報告書は本文二八頁、 訴状の送達が付郵便送達によってなされた割合は約一 一〇巻二号〕が昭和五六年時点での状況を、 別表一八頁からなる小冊子であるが、 草刈優 また、 勝野 = 上田・前掲 『民事訴訟関係書類の送達実務の 割 (四〇四件中四〇件) 詳細かつ具体的に調査・分析していて有益である。 わが国の消費者信用訴訟の現状と問題点を鋭く指摘する労作 『民事訴訟関係書類の送達実務の研究―改訂―』 日弁連消費者問題対策委員会が、全国一四簡易裁 であった。日本弁護士連合会消費者問題対策委 研究 〔裁判所書記官研修所書記官実務 ただし、 一四頁参 (同書 それ

ichtsbarkeit, 1977, S. 89 送達が〇、 人等への補充送達が五五%、 この点につき、ドイツにおいてホーマンが一 近くの郵便局に送達書類を預け置き、 九%となっている。 預置による補充送達が一八%(これは日本の付郵便送達に類似した機能を営んでおり、 Hohmann, Die Übermittlung von Schriftstücken in der Zivil-, Verwaltungs- und Finanzger その旨の告知書を送付することにより送達の効力が生ずる、ZPO一八二条参照) 九七七年に行った約九万件の実態調査によれば、 本人への交付送達が二六%、 宛所不在の場 同居

2 によれば、 により大きく異なるであろう。 便送達は特に信販関係事件については積極的に活用すべきものとの方針が打ち出されているので(最高裁民事局編 に関する執務資料』(民事裁判資料一五二号) 山幸二「郵便に付する送達制度の問題点」 付郵便送達の送達擬制の効果によって名宛人の裁判を受ける権利が危殆に瀕しているのではないか、 郵便による送達の第一 因みに、 回の不送達率は約四六%に及ぶという 昭和六二年に東京地裁管内の簡易裁判所における督促事件につき実施したアンケー 神奈川法学二二卷三号(昭六二) (法曹会、 昭五八)三二頁以下参照)、 (最高裁事務総局編 四三頁以下参照(以下「問題点」として引用)。 その利用状況は大手信販会社の所在地か否か 「簡易裁判所民事事件執務資料」 という問題提起として、 「信販関係事件 付郵 #

事裁判資料一七七号〕(法曹会、 便局への預置による補充送達の場合、受取りに来ているのは四七%、裁判所に返送されたもの一〇%、受取りも返送もないもの八 付郵便送達の到達率というものはさらに低く、もしかしたら二割、三割といったところではなかろうか。残念ながら、 れた送達書類が裁判所に返送される割合については、データが存しない。因みに、ドイツでは、前掲ホーマンの研究によれば、 不明三五%ということである。 昭六三)一三五頁)から、 vgl. Hohmann, aaO. S. 105 und 200 郵便による送達も不奏功で就業場所送達もできない場合に実施される 郵便に付き

3 四三三号四〇頁参照 擬制による名宛人の問題状況については、 名冒用の事実が発覚することを恐れてそのまま隠匿し、 達されてくると、これを勝手に名前を使った同居人が民訴法一七一条に定める補充送逹の送逹受領者として受取りながら、この氏 って勝手に契約を締結し、その契約にまつわる訴訟が提起された場合に、その名前を使われた者に宛てて訴状以下の送逹書類が送 最近特に問題となっているのは、クレジット契約などで同居人が氏名冒用するケースである。つまり、 中山・前掲 「送達と再審」NBL五〇六号一四頁以下、 名宛人に交付しないという問題が多数出ているのである。 ū 「消費者法判例紹介」 同居人が他人の名前を 補充送達の送達

名宛人の救済方法に関する従来の議論状況

2

り上 ら 0 抵抗が強い。これに対して、上訴の追完は、本来、手続上は瑕疵がなくとも判決確定後の審理を認めるものであるか うる手段としては、一応、民訴法一五九条の上訴の追完と四二○条の再審とが考えられる。しかし、 合には、 他 では、 送達の擬制により手続が適法に推移したと評価される場合にも認めやすい。 の外 期間内に上訴を提起できなかったことだけで期間経過後の上訴を認め、 このような場合に、どのような救済措置が考えられるか。 本人に届かなくても手続としては適法であるから、手続上の重大な瑕疵を前提とする再審を認めることには 在 的理由を典型として、 手続の瑕疵→違法を前提とせずに、広く「当事者の責に帰すべからざる事由」によ 現行法上、 判決が確定したあとも異議を申し立 結果的に確定判決の覆滅の可能性を与 すなわち、 上訴期間中の天災事変そ 送達の 擬 制 0) 場

(上)」四〇頁以下参照

の追完は認めるが、再審は認めないというのが、 えているからである。そこで、 一般的には、 判決正本の送達擬制に着目して本人の帰責事由がないことを条件に上訴 わが国の判例・学説の傾向といえようか。

決をくずしてはならず、再審はもちろん上訴の追完も許されないとする見解もしばしば主張される。 および裁判所の 見解も学説上は有力である。 擬制の程度の著しい公示送達については、 利益も重視しなければならないから、 他方、 送達制度は本人に届かないことがあるのも折り込みずみであって、 原告の側に悪意があったような場合は別として、 四二〇条一項三号の代理権欠缺を類推適用して再審を認 相手方当事 安易に確定 める

切っ 擬制であっても失権が正当化される)として、 続保障の空洞化を指向する重大な問題提起であると受け止められる。 た解釈姿勢を示す見解も登場している。これは「送達と手続保障」 諸種の擬制送達を認めた立法主義自体から、 事後的救済を切り捨てるのが「理論的あるべき姿」である、 当事者の手続保障はそれに尽きる(有効な送達があれば、 に関する独自の理論に基づくものであり、 とする割 それ

注

4 刊号(1) 公示送達の名宛人の救済方法に関する判例・学説を整理した文献は多数あるが、 (昭五八) 郵便送達の名宛人の救済方法をめぐる判例の現状については、 一七八頁、 民訴判例百選Ⅰ(平四)一七六頁、梅本吉彦「不意打防止と訴訟法理論― (創刊五十周年記念論文集Ⅰ) (新堂編 伊藤眞・続民訴判例百選 『特別講義民事訴訟法』(昭六三)三九三頁所収)、本間義信「公示送達と相手方の救済」民商九三巻臨時』 (昭六三)二四三頁、三谷忠之「公示送達と再審」香川法学八巻二号 (昭四七) 一四六頁、 富樫貞夫·民訴判例百選 中 Щ ・前掲 ―公示送達・追完・再審― 「問題点」七六頁以下、 とりあえず、 (第二版) 池田浩 (昭五七) 一五〇頁、 同·前 (昭六三) 法学教室三三号三四 民訴判例百選 掲「送達と裁 一頁参照。 片野三 昭

認めてよいとするが、 利害対立者への補充送達と追完」中野古稀記念『判例民事訴訟法の理論 補充送達に関する一考察(一)(二・完)」愛媛法学会雑誌二〇卷一号 充送達の名宛人の救済方法をめぐる判例・学説の状況については、 青山善充 演習 論拠は示されておらず、 法学教室一九九一年八月号一二一頁は、 前提とされる判例の把握が不正確である(大判昭和一〇年一〇月二八日は送達の瑕 補充送達が有効の場合にも四二〇条一項三号を拡張して再審を E 中山・前掲「送達と裁判(下)」二六頁以下、 (平五) 一頁以下、二一卷二号 (平六) 二三頁以 (平七) 三七七頁以下参照 尻 郁 [ii] 夫

疵と認定して三号再審を認めたのではない、民集一四巻一七九〇頁。逆に、高松高判昭和二八年五月二八日は送達の瑕疵にあたる

いずれも引用として適切でない)。

 $\widehat{\mathbf{5}}$ $\widehat{6}$ から、 幸司 かぎり三号の再審事由に基づく再審を認めるのは、三谷・前掲論文二二頁、 「判例民事訴訟法」 申立人が相手方の住所を知りながら、 『民事訴訟法』 たとえば、 判決の騙取の一 有効な送達の場合に再審を認めたとはいえないはずである。 本間・前掲論文二五七頁、 昭五 (初版、 場合として三号による再審を認めるのは、梅本・前掲論文三四頁、五号による再審を認めるのは、 昭四九)四〇一頁。これに対して、申立人の故意・過失を問わず、 一四〇頁、 または十分な調査をしないで公示送達を申し立てた場合に三号による再審を認めるものと 同 [民事訴訟法体系] 兼了一ほか『条解民事訴訟法』 (初版、 昭二九) п (昭六一)四五九頁〔竹下守夫〕。 「判批」判時一四五二号二〇六頁(判評四一二号四 四八三頁、 判決の存在を知ることはほとんどありえな さらに判決無効まで認めるのは、 名宛人の責によらない欠席である 悪意ある場合にかぎ 兼子一 新堂

はこの点のみに拘泥し、たやすくその責めに帰すべからざる事由による懈怠として控訴の追完を許容することは、 いる。従って、公示送達によってあたかも手続保障をまっ いであろうことも当初から折込みずみの上で、 であり、 知らないために欠席した当事者が代理権の欠缺を主張できないのは、 を受けながらその責に帰すべからざる事由で欠席する場合も……変わりがない」としながら、 達という制度の存在それ自体を実質的に否定するに等しい」とする。 「口頭弁論に関与して攻撃防禦方法を提出する機会を奪われたという点では、 梅本・前掲論文四〇一頁は、「受送達者が公示送達によって不変期間内に訴訟係属、 それによって送達受領者が不利益を受けることは初めから予想されているからである」とし、 なおかつ積極的に権利行使を行う者の利益の方を保護すべしとする発想に起因して たく無視されたかに見える受送達者の利益も、これを過人視し、 公示送達の制度がもともと送達受領者の了知を擬制するもの 池田浩一・前掲判批一七九頁は、三号再審の可能性につき 公示送達を知らないで欠席する場合も、 「それにもかかわらず、 提出の機会剝奪を認めなが そもそも公示送 通常の送達 あるい

らも法律の予定を優先させる(いずれも傍線筆者)。

(7) 井上薫「再審の補充性の程度」判タ七九七号一三頁 て、 ものでないことを暗示しているのではなかろうか。 であり、しかも現職裁判官の言であることを顧慮すれば、 権効による不利益を甘受せざるをえない」(傍線筆者)との訴訟観を披瀝する いっても、訴訟上の情報の到達を受けうる地位の保障にとどまり、その了知は保障の埒外とされた。従って、当事者の手続保障の 送達で)との相関関係上、なすべきことは尽くしたと考えられる場合は送達の効力を発生させることにしているというべきであ 一環として、被告が訴状や判決を知らされるとはいっても、その程度は到達までであり、了知は問題外なのである」とする。 当事者間の公平をも念頭に置いていることは明らかである。以上のような送達における立法主義の結果、当事者の手続保障と 敗訴者に有効に送達がなされた以上、 「例外規定の要件を検討すると、発信者(当事者または裁判所)は受送達者の居住状況 勝訴者及び裁判所は「なすべきことは尽くしたというべきであるから、 (平四) 本稿冒頭の架空テーゼがわが国の訴訟実務の運用上必ずしも非現実的な は、 交付送達の原則に対する付郵便送達・補充送達・差置送達 (同一四頁)。これは筆者の問題意識と正反対の視座 (公示送達で)や受領状況 敗訴者は……失

形式的手続保障と実質的手続保障の二重構造

3

ことも認めざるをえまい(尤も、書留と並行して、普通郵便で訴状を送付するとか、 の送達も休日や夜間の送達も功を奏しないとすれば、最後の手段として付郵便送達でとりあえず手続を進めるという かなか通常の送達が功を奏しないということが、今日の家族構成や就労状況に鑑みれば容易に考えられる。 めには、 れるまで手続きを進められないということになると、原告の権利保障、実体権の保障という点に欠けるところがあ 確 それゆえに公示送逹という制度の必要性は承認せざるをえない。住所が判明していても、家族みな不在がちでな かに、 このような送達擬制制度が必要であろう。名宛人の住所が不明であるというような場合、 原告の権利保護の必要性から、また、大量現象としての訴訟という観点から、 原告に被告の電話番号を報告させて書 効率的な手続運営を行うた その住所が解

る。

記官が電話での連絡を試みるなどの方策はありえよう)。 をテコとして、 これを認めて手続を進めていく、 これもまた効率的な手続運営のため必要なことであろう。 補充送達の制度も、 名宛人に到達する蓋然性が高いということ

ことにある。 (10) ず手続を進行させることを優先させているにすぎない。しかし、憲法上の裁判を受ける権利の中核をなすものとして⁽¹¹⁾ えたことにする。これによって形式的な手続保障は満たされたものとして手続が進められることにしているのであ ければならないと考える。そうでなければ、民事訴訟法の法律でもって不当に財産権等を奪う仕組みを作ったことに かないことがありうることを制度設計上予定しているのであれば、 の送達の機能を考えると、 の余地を与える必要はないとする見解は、 これらの擬制送逹の共通項を括ってみると、要するに、 ここでは、名宛人に手続上重要な事項を確実に告知するという送達制度の本来の目的を犠牲にしても、 実質的な手続保障の補充として事後的な手続関与の機会の保障がなされなければならない。 前述のような、 すなわち、 送達制度には到達のないことも折り込みずみで法律の予定するところであるから事後的 実際には名宛人に到達していなくても、 事前には手続進行の必要性から形式的な手続保障で進めざるをえないにしても、 裁判を受ける権利という憲法上の原理を無視するものではないかと思わ 訴訟上の擬制という手段を用いて手続を適法に進行させる 一応名宛人に手続関与の機会というものを形式上与 制度設営者の立場からその事後的調整を準備しな もともと本人に届 その代わ とりあえ

は、 く認めるべきであろう。 手続保障を与えられなかった被告の実体権を保護するため、後者でも手続再開の要件を緩やかにして救済の余地を広 基本的に立法政策に属する問題であるが、 始 進行段階での形式的手続保障と事後的な実質的手続保障の組み合わせを具体的にどのように調 逆に、 擬制送達の許される要件を厳格に絞り込むのであれば、 前者を緩やかに構成して擬制送達を広く認めるのであれば、 事後的な救済は例外的な場合 をするか 実質的に

合」には代理権欠缺に準じて三号による再審を認めうるという理解へと、 換を要請するのが既述の憲法的視点なのである。 のみ認められる再審という観念を改め、手続上は適法であっても実質上「手続関与の機会が全く与えられなかった場 による上訴の追完と四二〇条一項三号による再審である。ここでは、従来のような手続上重大な「瑕疵」ある場合に 達が憲法上正当化されるといわなければならない。現行民事訴訟法においてその救済方法と見られるのが、 る限界を越えるものと思われる。 誤である。 に限 あとは確定判決の既判力を振りかざして受け付けないというのでは、 帰責事由なくして実体的権利を奪うことになるのであって、大量現象たる手続法の論理をもってしても、 るのが妥当であろう。 薄っぺらな形骸化された手続保障だけで事足れりとして、 しかし、 かくして、事後的な救済方法がきちんと用意されることによってはじめて、 前者を緩やかに認めながら、 後者は冷厳に門を閉ざすというのは、 手続保障のバランスを欠くのである。それはま 実際には原告と裁判所の間だけで手続を進 概念枠組みを変換する必要がある。 立法政策の過 この変 五九条 擬制送 許され

とか名宛人の責めに帰すべき事由により送逹書類を受け取らなかったという場合には、 法 対して、 しうる仕組みとなっているのである。 の解釈論においてそのような実質的調整を可能とするのが、 事後的な救済の場面では、 項但書の 名宛人の責めに帰すべき事由が何ら認められない場合には、事後的に救済を与えることが必要になる。 (4) 「知リテ主張セサリシトキ」であり、 実質的手続保障を追究すべきである。 いずれも名宛人の具体的な帰責事由の有無により救済の可否を決 五九条 個別的なケースにより、 一項の 「責ニ帰スへカラサル事由」と四二〇 救済を拒否してよい。これ 訴訟の 始を知ってい

注

8 たのは、 そもそも古代ローマでは両当事者が出頭してのみ訴訟が開始された。 ローマ帝政時代からであるという。 中村武 「缺席手続」『民事訴訟法講座二巻』三六六頁 呼出により、 被告不出頭のまま敗訴判決を下せるようにな 昭二九

9 付郵便送達を含め、 通信手段の著しい発展を背景とする送達制度全般の改正可能性につき、 奈良次郎 「送達制度の改正につい

て」ジュリスト一〇二八号一一六頁(平五)参照。

 $\widehat{10}$ 八頁 充送達も含めた擬制送達にかかる手続保障の二重構造論の着想を得たものである。三谷教授も、後に「判批」判時一四五二 に以後の手続進行を適法に進めることができるにすぎない、ということしか意味しない」との指摘に示唆を受け、 公示送達につきこの観点を指摘したのは、三谷忠之「再審の論点をめぐる最近の問題点」『新・実務民事訴訟講座3』 昭五六)三二一頁〔三谷『民事再審の法理』(法律文化社、 (平五)において、 訴状の送達が公示送達・補充送達・付郵便送達で有効になされた場合にも再審を肯定しうる旨を明らかに 昭六三)に所収)である。 筆者は、 三谷教授の「公示送達は 付郵便送達・補 (日本

 $\widehat{11}$ これらの「送達制度は、 かは、送達の効力とは切り離して評価しなくてはならない事柄である」との観点を提示する。 の場合一致しようが、 森勇「訴状の送達の無効と再審事由」ジュリスト平成四年度重判解説一五一頁(平五)も、 さしあたっては事後の手続を適法に進められるということに過ぎない」と指摘し、「送達の有効性と関与の機会の保障は多く 常に表裏一体をなすものではない。したがって、必要とされる関与の機会が果たして保障されていたかどう いわば関与の機会の保障と権利保護の機会確保の妥協の産物であり、つきつめれば、 公示送達と補充送達を念頭に置き、 送達の有効性と手続保障の実質的評 有効な送達があれ

 $\widehat{12}$ 価を切り離し、手続保障の事後的補塡を認めようとする発想は、本稿の二重構造論に繋がる。 頁以下は、付郵便送達と公示送達制度の必要性と合理性について立法論も含めて論じ、その要件規制につき実務的観点から多様な 考慮要素を列挙する。 点を取り込んだ二重基準を用いると、 長島良成 「郵便に付する送達・公示送達の問題点と合理的要件」伊東乾教授古稀記念『民事訴訟の理論と実践』 参考にすべき点が少なくないが、送達の要件規制だけで考えるのでなく、事後的な手続保障の補償という観 送達と救済の各要件ごとに考慮要素がだいぶ整理されるのではなかろうか。 (平三) 二六三

 $\widehat{13}$ 程を明らかにするため 小山昇「民事訴訟法四二〇条一項三号の系譜」小山昇著作集第十卷 日本法、 ドイツ民訴法典、普通法、 ユスチニアヌス法典、 『判決の瑕 疵の 研究 カノン法、 (平六) 一九七頁以下は、三号再審の ザクセンシュピーゲルにまで遡

1) 契機として三号再審の適用範囲が大きく拡大し,送達擬制の場合に再審を認める可能性が高まっているとの評価につき、 頁以下は、広範な比較法研究の結論として、 なわち手続の適法を前提としながら再審を認めうることの強力な論証として、ここに援用したい。なお、 注10) 参照 判 一決の効力否定の歴史を辿る壮大な研究である。 悪意ある公示送達の場合につき四二〇条一項三号の類推適用を認める。 同「不実の申立てに基づく公示送達を受けた者の救済について」同書三三五 最判平成四年九月一〇を 送達の有効す

 $\widehat{14}$ 大な負担となりうる。 公示送達の場合に、 名宛人に帰責事由のないかぎり救済を認めるのが、 申立人の悪意または過失を救済の要件とする見解が少なくないが、 憲法上の裁判を受ける権利の保障からの帰結である。 その立証を求めるのは名宛人にとって過

4 欠席判決における再審と上訴追完の優劣――再審の優先性――

わ_。 る。 。 済制度の存在がかえって救済を狭める結果となってしまうからである。 追完しないと本来期間 条の上訴追完が併存し、 〇条 していずれを選択してもよいのか、 ところで、 項但 この点について、 書の「上訴」 擬制送達に起因する欠席判決からの救済方法として、 制 再審の補充性は存しないと考える。さもないと、 に上訴の追完も含まれるか、 限 少なくとも擬制送達による訴訟と判決の不知の場合には、 0 な 13 再審の訴え それともいずれか一方が優先する関係にあるのか。 (四二五条) まで遮断されることになってしまい、 つまり、 上訴追完に対する再審の補充性が存するか否かにかか 再審と上訴追完がありうるとしても、 判決の存在を知ってから一週間内に 四二〇条一項三号の 解釈論としては、 判決確定後の非 再審と一五 民訴法四二 両 者は併存 上訴 常 九 救

訴状送達の瑕 の点に関して、 判 決確定から九年後にはじめて判決の存在を知っ 疵 を理 前 掲最判平成四年九月一 由 に四二〇条一項三号の再審事由を認めた点で評価されるが、 日日 (訴状送達に瑕疵あり、 たという事案) が有益な視点を提供 判 決送達が擬制送達によっ す さらに、 る。 枯 判決の擬制送達 最判 たため当事者 は 前 述 E 到 達

当該審級での審理が再開される仕組みとなっていた。そして、

(Einspruch) という簡易な不服申立制度が置かれ、

欠席者が判決裁判所に故障申立てをすると判決前の状態に復し、

た場合」(wenn sie von der Zustellung des Versäumnisurteil ohne ihr Verschulden keine Kenntnis erlangt hat)にも原状

当事者が

「過失によらず欠席判決の送達を知らなかっ

決 なかった場合には再審の訴えを提起することが許されない旨規定するが、 かわる再審の補充性についても った場合は同項ただし書に当たらないものと解すべきである」(傍線筆者)と判示する。これは、「知らぬ間の敗訴 が含まれている。 からの再審による救済を、 補充性により再審の訴えを却下したのに対して)「民訴法四二〇条一項ただし書は、 右判示には、 換言すれば、 当然、 四二〇条一項但書は、 上訴期間経過後に再審事由を知って上訴の追完をしなくとも再審を認めるという趣旨 現実の了知すなわち現実の主張可能性から捉えていこうとする姿勢と受け止めること (原審が、 判決の補充送達が有効である以上その送達時に再審事由を知ったものとみられる 上訴期間内に三号の再審事由を現実に了知できなかった場合に 再審事由を現実に了知することができなか 再審事由を知って上訴をし

は適用されないものと解されるのである。 免れ、 oder andere unabwendbare Zufälle)不変期間を遵守できなかった場合には、この申立てにより期間徒過による失権を einsetzung in den vorigen Stand)という制度があり、「天災その他避くべからざる事変により」(durch Naturereignisse 対席判決に対する上訴の追完が認められていたのである。他方、欠席判決(Versäumnisurteil) 再審と上訴追完の両者が選択可能とした場合、それでは救済方法としてはどちらが機能的に優れているであろう この点を判定する前提として、まず、 法ドイツ民訴法(一八七七年CPO)では、 適時になさなかった訴訟行為の追完ができるものとされていた(CPO二一一条一項)。これによって、 追完制度の沿革を概観し、その機能の変遷を確認しておきたい。 訴訟行為の追完にあたる制度として「原状回復の申立て」(Wieder-に対しては 「故障」 通常の

うちに欠席判決が下され確定しているということがあるから、 欠席判決に対する故障の追完の二本立てとなっていた。 訴 口 一状や判決の送達が公示送達や補充送達のように必ずしも現実に到達しない方法でなされた場合、 復 わ が 0) 国 申立てが許されるものとされ、 旧 民訴法 (一八九〇年) でも、 故障の追完が認められていた(CPO二一一条二項)。その立法理 原状回復制度と欠席判 そこで、 その救済を図るとの趣旨が込められていたのである。 決制度が採用され、 旧一七四条に次のような規定が置かれてい 対席判決に対する上訴 当事者の 由 によ たのであ の追完と 知らない られば、

項 天災其他避ク可カラサル事変ノ為ニ不変期間ヲ遵守スルコトヲ得サル原告若クハ被告ニハ申立ニヨリ 原 状

回復ヲ許ス

モ亦之ニ原状回復ヲ許 三項 原告若クハ被告カ故障期間ヲ懈怠シタルトキハ其過失ニ非スシテ欠席判決ノ送達ヲ知ラサリシ場合ニ於テ

したがって、

押えを受けて) が 送達も擬制により本人に届かなかった場合はどうなるかというと、 達が擬制により本人に届かず、 た場合および期間を懈怠した場合につき、 下される前の状態に戻り、 直ちに故障を申し立てて、 態に戻り、 その判決を知った時に現状回復の申立てをすれば、 母法ドイツ民訴法およびわが旧民訴法では、 被告も加わった形での実質的な審理が初めて開始される。 元の裁判所での審理の再開がなされるという仕組みになっているのである。 当該受訴裁判所での審理の再開を求めることができる。 被告が知らないまま欠席判決が下された場合、 特別の考慮が払われていたということができる。 送達の擬制により当事者が知らないうちに期日を懈 故障の追完ができる。 欠席判決は一応確定するが、 それでは訴状の送達も届 欠席判決の送達が本人に届けば ここでは欠席判決が下される前 つまり、 すなわち、 被告が ここでも欠席判決 かず、 まず訴 それゆえ、 (たとえば差 欠席判 状の送 被告 决 总

なかった場合」と意識的に緩やかに規定していたのである。 するのに対して、 対席判決に対する上訴の追完の場合には なされていないことと、 開 に 意識 との対比で言えば、 故障の追完という簡易な方法により第一審の審理再開を許していたのである。 欠席判決に対する故障期間の追完についてはそのような限定を付さず、 判決後の弁論の再開をも許容していたということができる。(②) 被告に弁論の機会が欠落していたことに対する、 「天災その他避くべ 立法者は、 からざる事変」という例示をもって現状回 送達擬制の場合における名宛人の救済を明 的確な配慮があったに違いな そこには、 これは、 「過失なくして送達を知 第一 判決前 審 での 復 事 実 0) 天 質 弁論 由 を限定 理 0 再

週間 欠席判 ある。 有してい 怠した訴訟行為の追完を認めるものとした 遵守スル ところがわが国では、 を強調するあまり湯水とともに赤子をも流してしまったと評しうるのでなかろうか。(②) 欠席と擬 から一 決 しか たもの 故障制 週 コト 制 自白に基づく敗訴判決という事態に対して、 間に短縮され と思 送達の擬制により帰責事由なく期日に欠席する場合には、 能 度が廃 サ われ リシ場合」に一本化され、 大正一五年 止されたため、 る。 これを全面 年の除斥期間は廃止)、 (一九二六年) 改正法により、 判決に対する不服中立てとしては上訴だけとなった。 的に廃 (現行一五九条)。これによって、 止してしまったというのはあまりに浅はかであり、 原状回復の「申立て」という制度も廃して、 要件も「当事者カ其ノ責ニ帰スへカラサ 原審級での審理再開を求める手段が消失してしまったの 故障の濫用による訴訟遅延が 故障および故障の追完制度が十分合理 送達擬制によって生ずる当事者不 要件があ ル 同時に、 著しい 事 由 まさに訴 = との 因 追完期間 n リ不 ば直 理 訟遅 接 変 由 知 期 <u>t</u> か 0 に رّ b 間

完と欠席判決に対する故障の追完の二本立ては依然として維持されてい 変期間 ドイツでは、 ……を遵守することができなかっ その後、 九七六年の V た場合」 わゆる簡素化法により、 へと原状回復の要件が一本化されたが、 わが国と同じように「当事者がその る。 そして、 送達の擬制による不知 対席判決に対する上 過失なくして不 間 0) 追 確

判決の 缺 らは 確定してい 議 定判 める余地があるのは別として)もっぱら故障の追完に委ねるのが従来の一致した見解であった。これに対して、める余地があるのは別として)もっぱら故障の追完に委ねるのが従来の一致した見解であった。これに対して、 論の K 決からの救済は、 存在 これを放置するわけにはいかない。 イツでは現状回復の申立てが判決確定から一年内に限られることから 動向として注目されるのは、 が国 を知っ た場合に、 の民訴法四二〇条一 た場合、 再審の訴 (公示送達の騙取の場合に、 もはや現状回復の申立ては許されないのである。しかし、 項三号に該当〕の類推) えを認めうるとする見解が登場している点である。これは次の事情による。 送達の擬制により被告が過失なく そこで、 ZPO五八○条四号〔可罰行為による判決の取得〕 近時の有力説は再審の訴え による救済を認めようというのである。(33) (unverschuldet) (現行ZPO二三四条三項)、それ (ZPO五七九 法的審問 訴訟係属を知らず欠席判決 条 請 による再審 求権の保障の 項四号 (代理 以 すなわ 最近 えを認 が

は 所が を前提にすると、 して 能 正 7 審 わが その 能に吸収されたとみるのでなく、 遠 の審理 Ŧi. なされた場合、 一本 と欠席判決に対する原審の 隔 年改正により、 国 機能はどこに託されたか。 地の場合管轄の負担も当事者に重くの 化されることとなった。 0) 一再開に 現行法の下でも、 この負担は受忍を強制できないであろう。 到 上訴の追完によると、 達するという迁路を経なければならない。(ミヌロ) 原状回復制度の有していた二つの機能、 できるだけ第一審での審理の再開を求める救済方法を容認するのが 「審理再開機能」は、 それゆえ、 私は、 むしろ前者は追完制 これが再審制度の中に吸収されたと解する。 まず控訴審に移審したうえで、 送達の擬制に基づき被告欠席のまま判決が下され、 しかかってくる。 もはや制度上峻別されず、 度から切り離されたとみるべきではなかろうか。 そこで、 これは訴訟経済に反するだけでなく、 すなわち対席判決に対する上級審への 審での実質審理の欠落と被告の帰責 右の改正法により、 任意的差戻し(三八九条)によりようやく 前者に吸収される形で上訴の追完と すなわち、 先の審理再開 判決も擬制送達によ 妥当と思わ このような場合は 控訴 機能 事 「上訴追完 由 審 0) n それで 不存 の裁判 る。 大

界を越えると考えられるからである。 存在を知らなかった者が、 るべきものと考えるのである〔再審優先論〕。 たものにほかならない。これを民事訴訟法の救済体系として眺めるなら、 機能は、 実質的に手続関与の機会が全部欠落した場合とみて、 大正一五年の改正を契機に、 判決の存在を知って一週間という短期間で適切な法的行動をとることは、 四二五条が三号再審につき提訴期間の制限をはずしているのは、 第一次的には三号再審に託されたものと捉えるのである。 追完期間が一週間に短縮されたこともその論拠となる。 四二〇条一項三号の再審事由の類推により再審を認め 送達擬制に基づく欠席判決確定後の審 期待可能性の この趣旨に出 限

とっても裁判所にとってもさほど大きな労力と時間を費やしたわけではない。応訴の機会を与えられながらこれを利 用しなかったという点に欠席判決の正当化根拠があろうが、 開 を進めておきながら「黙っている以上それを認めたものと見做す」という乱暴な切り捨て御免の論理にほかならな たときは自己責任を問いえないはずである。 今日の 相当脆いものでありうることが承認されるのではなかろうか。 法はそのような不正義を黙認・放置するものであろうか。こう考えてくると、 (欠席による擬制自白を媒介とした)「いわゆる」欠席判決の場合にも、 送達の擬制と自白の擬制という「二重の擬制」は、 送達の擬制により帰責事由なく訴訟の係属を知らなかっ 実質審理はなされておらず、 欠席判決の既判力の安定性は、 知らないうちに手続 原告に 元

注

- $\widehat{15}$ 公示送達の場合につき、上訴の追完が認められているから再審を認める必要はないとする論法がしばしば使われる。
- 最判昭和三六年五月二六日民集一五巻五号一四二五頁。
- 16 ず ばりこれが問題となり、 救済方法の選択を誤ったとして、 再審の補充性を理由に再審の訴えを却下した判決として、 札幌簡判

17 いう論点を落としている 任されていたにもかかわらず原告が控訴の追完によらず、何故あえて損害賠償請求の形態をとったのか」と弁護活動のあり方を批任されていたにもかかわらず原告が控訴の追完によらず、何故あえて損害賠償請求の形態をとったのか」と弁護活動のあり方を批 判(上・下)」NBL五〇三号三八頁以下・五〇五号二五頁以下である。特に、上訴追完と再審の補充性の問題につき、 五〇五号三一頁以下参照。なお、 六七号二四九頁・金判八八八号二八頁・金法一三〇九号六九頁。この東京地裁判決を激しく批判したのが、 別に損害賠償請求訴訟も提起され、そこでも同様な判断がなされた、東京地判平成三年五月二二日判時一四○○号八四頁・判タ七 平成二年 (期日指定の申立てに対する却下決定が下されたときにはすでに追完期間が過ぎていた)と再審の訴えを提起した事実を看過して -消費者法判例紹介」NBL五一八号四○頁、特別上告に対する最判平成四年三月一七日につき同四四頁) 同旨、 る。 また、 右地判と同様に「民事訴訟手続に対する無理解」との非難を担当弁護士に浴びせるが、 東京高判平成五年三月三日判時一四五六号一〇七頁 月二五日 青山・前掲 中山 「演習」一二二頁(三)も、付郵便送達の事案であることを看過し、その要件たる就業場所送達の不能と 「消費者法判例紹介」NBL四五四号四三頁)およびその上告審・札幌高判平成三年九月一八日 匿名K「ある欠席判決をめぐって」金法|二九四号三九頁は、「かなり早い段階から弁護士が選 (前注東京地判の控訴審判決、 実質上の逆転判決である)。 追完の手段をとりえなかった事情 がある。この事案では、 中山山 前揭 一送達と裁 同 N B L

- $\widehat{18}$ 費者法ニュース一六号三六頁、 の判決に対する筆者の評価につき、 本件判批」判時一四七〇号二〇〇頁 このような理解を押し進めれば、 同 「訴状・支払命令の付郵便送達と事業者の注意義務」 訴状送達が「瑕疵」ある場合に限らず、「擬制」によって手続が 中山 (判評四一八号三八頁) も同旨。 「消費者法判例紹介」NBL五一八号四四頁、 消費者取引判例百選二〇頁参照。三谷忠之 同 「付郵便送達の濫用と不法行為責任」 「適法」 なお、
- <u>19</u> 九頁の 論を展開する。 再審による救済を認める方向に議論が発展する可能性があろう。これを期待して、 に脱稿) ほかに、 『前訴に関与する機会を与えられなかった』者の救済にも踏み込んでよいのではないか」と述べ、この方向を指示する。 「おわりに」である。 紹介するとともに「今後に残された課題」としてメッセージを送ったのが、 送達代理 髙橋・前掲「本件判批」一五一頁も、「すでに送達擬制の相対化に半歩踏み出した以上、その送達擬制自体によっ その後、森・前掲「本件判批」一五〇頁、三谷・前掲 本件最判を直ちに(言渡しを知ってから三日後 「本件判批」二〇六頁が、 中山・前掲「送達と再審」NBL五〇六号一 に推移した場合にも、 まさにこの方向で議
- gesammten Materialien zu den Reichs-Justizgesetzen, Band 2, Materialien zur Zivilprozeßordnung, Abteilung 1, 人への送達や付郵便送達によっても同様の問題が生じうることが意識されていた。 vgl. Hahn/Mugdan,

Neudruck 1983, S. 246f. なお、この原状回復制度はドイツ普通法上の (Restitution) とフランス法上の (Opposition) の二つの

れを汲むものであるという。 その沿革については、同書二四一頁以下参照

 $\widehat{20}$ 規定は存しないが) した以上「羈束力」が生ずるとして却下されたが、この申立ては「判決後の弁論再開」 決の「重さ」は相当軽いものであるから、 前掲 (注16) 札幌簡判平成二年一月二五日の事案では、 法理論として全く根も葉もない申立てではない、ということになろう。送達擬制に基づく欠席判決の場合、 審理再開の要請に比べて判決の法的安定の要請が決定的に凌駕するとは思われない。 判決を知ってまず期日指定の申立てをしたところ、 の申立てにあたるものであり、(現行法上 (注3) も参照 判

 $\widehat{21}$ 決前の弁論再開事由と判決後の弁論再開たる追完事由との同質性・連続性につき、本稿第三章 昭和二三年の改正法により公示送達については擬制自白が排除された(一四〇条三項但書)が、これによって名宛人の保護が果

たされるとは到底思われない。

 $\widehat{22}$ $\widehat{23}$ なかったとしても、 六年一〇月八日のフランクフルト高裁決定(OLG Frankfurt, FamRZ 1956, 385 und NJW 1957, 703)は、 この時期までの判例・学説の状況については、 判例として、一九七九年三月九日のハム高裁判決(OLG Hamm, MDR 1979, 766 und FamRZ 1981, 205) 小山・前掲書三六四頁以下、 四三三頁以下が詳しい。 特によく引用される一 公示送達の要件が存し がある。 これは、 九五

は、 請求と扶養料請求事件であるが、 められないとする。学説もこれを支持する。Rosenberg/Schwab, Zivilprozeßrecht 13. Aufl., 1981, § 161 I 1b(S. 976) も同旨。 Gehör und Urteilskorrektur im Zivilprozeß, NJW 1981, 425; Rosenberg/Schwab, ZPR. 14. Aufl., 1986, § 161 I 1b(S. 1025); 審問請求権がこの類推を正当化する」と判示する。これを積極的に支持する学説として、Braun, Verletzung des Rechts auf られるとする。そこでは、デューリッヒの憲法のコンメンタール(Maunz/Dürig, Grundgesetz §103, Rdz. 47)を引用して「法的 項四号の類推を明確に否定していたドイツの代表的レールブッフである Rosenberg/Schwab が改説している点である。 Wolfram Waldner, Der Anspruch auf rechtliches Gehör, 1989, S. 17などがある。ここで注目されるのは、従来2PO五七九条 本件は本来の「欠席判決」ではない)が公示送達され、二年後に判決を知って再審の訴えを提起したという事案である。 被告が過失なく(unverschuldet)訴訟係属を知らなかったときは、2PO五七九条一項四号の類推により再審の訴えが認め その改説の理由として、「確かにこの見解は公示送達許可決定の法的再審査につながるが、そうでないと法的審問の侵害 裁判長の許可がある以上その判断は再審査に服さないことを理由に、2PO五七九条一項四号の類推適用は認 被告の義父が勝手に住民登録の抹消手続をしていたため訴状と判決(2PO六一二条四項によ シュヴァ

rechtlichen Gehörs im Zivilprozeß, 1983, S. 54f. が引用されているが、同書はヴァルトナーの右掲書の基となった博士論文であ 請求権概念の浸透と発展のようすがうかがえる。なお、一四版一〇二五頁欄外の注記には、Waldner, Aktuelle Probleme des 間靖規・前掲論文二五一頁以下参照)。一三版(一九八一年)から一四版(一九八六年)に移行する間の、民事訴訟における審問 る連邦憲法裁判所の負担過重という状況があり、 を理由に憲法異議(Verfassungsbeschwerde)がなされてしまうであろう」と述べている(その背景には、 シュヴァープがその Doktorvater であるから、改説は審問請求権に関する両者の共同研究が反映されたものと推測する。 レールブッフの改訂を引き継いだゴットヴァルトもこれを支持する。Rosenberg/Schwab/Gottwald, ZPR. 15 Aufl., 1993. 可及的に通常裁判所の枠内で救済を図ろうとの配慮がある。この点について、本 憲法異議の激増によ

24 23 a げかけざるを得ないであろう。 判決に対する控訴審が実質的には事実審一回かぎりとなる点から来る原・被告の利害状況を具体的に分析し、一審における不当な されていない点が主たる理由とされているようであるが、 被告欠席を考えると原則差戻しは妥当性を欠くと指摘する。逆に言うと、「正当な」欠席の場合は差戻しすべきことになろう。 現在進行中の民事訴訟法改正作業においては、督促手続での裁判につき既判力を否定する案が有力のようである。 奈良次郎 「弁論の再開をめぐる若干の問題について」中野古稀記念『判例民事訴訟法の理論(上)』(平七) 現在の実務における欠席判決の場合も、手続の実態(たった二回の送達のみ=被告 もしそうであるとするなら、欠席判決の既判力の存在根拠にも疑念を投 四四七頁は、 実質審理が

五 おわりに

譲

審尋なし)と実質審理の稀薄さ(擬制自白による処理=証拠調べなし)

前述のように、

ドイツの督促手続における既判力否定論は、

コンピュータ処理の導入と有理性審査の省略を重大な論拠とする。

詳細は別稿に

はほとんど変わりがないと思われるからである。

131 受ける権利を保障する要請から、 論を確認しておこう。 被告に送達書類が一 敗訴被告に事後的救済が認められなければならない。 切届かず、 知らぬ間に判決が下され確定していたという場合、 その訴訟法的構成として、次

0

隙間

を埋める装置が

の二つを提案する。 の擬制による場合は、 訴状以下の送達に瑕疵ある場合は、 民訴法四二〇条一項三号を類推して再審による第 訴訟係属ないまま下された判決として判決無効と解する。 審の審理再開を認めるべきである。 送

X が、 で、再審を拒絶した簡裁判決を紹介して、「訴訟の係属も知らず、 けたことに感謝しながらも、「原告がなすべきことは尽くしたと考えられる場合は被告の失権も止むなし」との る」と素朴な法感情を吐露したところ、井上判事補より「理論的に見れば、(2) な論理にどうしても納得がい 保障することも重要な目標でなければならない 利 0 ……はこう述べる) 筆者は 0 訴訟制 「具体的実現の手続たる強制執行への国家のお墨付きに外ならない)ためだけにあるのではない。 原告の側で一定の手続さえ踏めば判決を下せるものとし、後は既判力により一切文句を言わせない」という架空 判決送達時に再審事由を知っていたと見なすことは非現実的であり、 かつて、 度に限りなく接近する論理ではない 訴状送達の瑕疵と判決送達の擬制により被告が何も知らない間に判決が確定していたという事: とは言えない」とのご批判をいただいた。 かなかった。これでは、本稿冒頭に設定した「およそ被告に手続関与の機会を全く与え か。 訴訟は原告の権利実現に国家のお墨付きを与える 雑誌片隅でのささやかな問題提起を掬い上げてい そのうえ…… Xにとってあまりに酷なように思 本判決の結果がYに酷に過ぎる 現実に判決正本を受領できな 被告に防御の (債務名義とは権 か ただ わ 案 1

ルールといえようか。 た帰 擬制」という技術は、 結をもたらす。 冷作動-擬制はもともと現実との不一 しかし、 法律学特有の、 しなけ 擬制 'n ばならない。 の許容範囲にも自ずから限界がある。 素人には分かりにくいテクニックである。 致を予定する。 それゆえ、 現実との乖離が余りに甚だしいときは、 擬制の積み重ねは、 法律家の ため 0 時として現実離 種 0 割 切 ŋ 0)

反 対説を組み合わせて、 民事訴訟法における美しい 擬制 の作品を構成してみよう。 法律の定める送達要件に照

て定める厳格な再審事 これを疑問視 て 質 であ 蓋然性 受認したものと見られる 事者のこの自覚的な処分に嘴を入れてはならないとされているからである。 ら はずである。 に熟することになる 肯認と受忍は決して同じではない)。 日にも欠席するから、 達)。 制により、 審理がなされたかどうかは問 た防御 たうえで不服 るとの法的 自白したものと扱わ が 一状の送達擬制により、被告は訴訟提起を知らされ応訴の機会を与えられたことになる。 高 原告としてなすべきことを尽くせば、 方法はすべて失権する。 40 期日を知らされ準備書面の提出を督促されたものと見做される。 し始めた)。 しかし、 からである。 た以上、 判断が当然に含まれてい かず ない これに気づかず欠席のまま認容判決が下されれば、 (弁論主義)。 由がない 応訴の意思もなく、 判決が 怠慢というべきであり自己責任に帰するからである ものと見做されるのである。この擬制送達から二週間経てば、 (処分権主義)。 れるのである 送達に瑕 確定すればその法的安定性が最大限尊重されなければならない かぎり、 わない。 被告が自分の意思で自己の法的地位を処分するは自由だからであり、 請求原因事実すべてが自白されたとなれば、 その時までに存在していた事実および証 疵があったときは、 るから、 蒸し返しは許さない。 判決の送達がなされた以上、 (擬制自白。 確定判決の既判力により、 相手方の主張を認めたものと見做される。 被告に送達書類 控訴によって不服を申し立てないかぎり、 常人の世界では、 本来はこれらの擬制が機能しないし、 送達の擬制により訴訟 が到達しなくても送達 その基準時たる第一 必ずしもこれは妥当しない。 それが擬制送達であっても、 主文の判断の前提として、 拠は、 あるいは、 それにもかかわらず答弁書も提出 (提出 証拠調べも要せず、 期日 미 能性 0) 知っていながら争わない の効力が完全に生じる 存在を に提出できたはずであ 回期日までに客観 どんな判決でも確定 被告が争わない以上、 0 擬制 この判断を含めて判 から、 訴訟係属も成立 そもそも沈黙と欠席と 切知 期日 被告が 近の らず、 法律 訴訟係属が有効 請求認容 呼出 時 に例外 裁判 的 判決内容を 状の 的 防御 する。 限 存 しな 真 所 のだか 送達 0) せず 擬制 とし する 決を 実 は 判 実 期 決 擬

る必要があろう。

する、 を怠っ 控訴 その送達の 機会が全くなかったとしても、 る具体的 がなければ再審はありえない。 項但書により遮断される の追完を申 権 たと見られるからである 利剝 権 時 利実現の機構も作動しうる。ここに「無から有が生じる」現代の錬金術が成立する余地が生じる。 奪 に再 し立てない 審事由 義務賦 課の を知ったものと見做されるから、 と、 基礎が形成されることになる。 (再審事由認識の擬制)。 それは擬制送達を定めた法律の予定するところであるから、 やはり同但書により再審訴権を喪失する。 (再審の補充性)。 訴状送達の瑕疵が再審事由に当たるとしても、 かくして、 その後になってたまたま判決を知ったとしても、 それから二週間以内に控訴を提起しなかった以上、 被告の預かり知らぬところで、 この観念的権利形成に基づき、 容易に控訴追完ができたはずなのに、 判決の送達が擬制されたときは 手続上瑕 被告の自己責任を理 強制執行という 疵とはいえず、 週 間 玉 以内に 由

走に 民訴法学上の道具概念を用いて、 訴法学者は単なる技術屋ではない。 稿は 歯止めをかけるのは常人の感覚である。 このように高度な法技術の傑作を突き崩すべく、 反論を展開したつもりである。果たしてどこまで論証できたであろうか。 あってはならない。 冒頭 (注 2) の言葉を繰り返そう。民訴法は高度に技術の法であるが、 V われなき執行に怒りする者の顔を想像しつつ、 技 従来 術

0

場所、 として訴え提起した場合や、 としてはどうかとの案が検討されている。 注がれてい 後に、 在宅状況等についての) 今後の課題を一つ付け加えて結びに代えよう。 る。 現在進行中の平成民訴改正作業の中でも、 原告の調査報告義務が析出され、 送達場所を偽って訴えを提起した場合を、 これを契機に、 近時、 送達をめぐる書記官・裁判長の権限と 原告が被告の住所を知っていたにもかかわらず所 送達にかかる裁判所と原告の責任分担 送達制度の悪用による判決の不当取得の規律 有罪判決等を必要としない独立した再審事由 (被告の住 にが明ら か にされ 在 に関 就業 不 明

注

- 1 である。 当事者の対審を経ないで判決が下された場合には事後的な対審すなわち不服申立権が保障されているという。 フランス民訴法 安見ゆかり「フランスにおける第三者への判決効拡張についての一考察」龍谷法学二七巻三号九七頁 五条および一七条によれば、 対審の原則から、 送達に関する違反があれば判決の無効となり、 (平六) 極めて明快な論理 欠席判 参照
- (2) 中山·前掲「消費者法判例紹介」NBL四五四号四五頁 (平二)。
- (3) 井上・前掲論文判タ七九七号一五頁(平四)。
- 4 少ないケースの一つである。 をそれ自体 して、 本稿でも随所に引用したが、 限られたスペースの中で「事実」の重みによる問題提起を発信するものである。 「研究」として評価する者はまだ少ない。次注・新堂論文は、 確実に受信していただけた喜びは大きい。 NBL誌の「消費者法判例紹介」のコーナー いちいち名前を挙げて右コーナーの裁判例を引用する数 は判例集に登載されないような下級審 外国法の紹介と異なり、 このような手 の裁判例をも
- 5 原告なり手続遂行者の責任の問題である」との見解を打ち出している。 新展開 新堂幸司「郵便に付する送達について― 四二頁も、 (平五) 五三六頁は、 補充送達に関連して同様の方向を示唆する。 「いかに送達を有効に達成するか、 -手続保障に関する一つのケース・ 送達に関する攻撃に対していかに防御するかは、 住吉博 スタディ 「判批」平成五年度重要判例解説ジュリスト一〇二 鈴木祿弥先生古稀記念 基本的には 民事

書記官や裁判長に期待されるのはあくまでも二次的な後見的機能にすぎず、 う側 の手続保障として捉え、 位置づけられる。 面から捉えられるものと考える。 山·前掲 「送達実施の権限と責任が最終的には書記官に帰属するとしても、 送達場所の調査等につき手続上の協力義務を負う」との視点を提示した。 「訴状・支払命令の付郵便送達と事業者の注意義務」二一 そのように見ると、 原告の調査義務については裁判所に対する手続協力義務という側面と被告に対するフェアプレイ義務とい 同じことが、書記官を裁判長に置き換えれば、 送達場所の偽り、 就業場所不明の虚偽の上申 頁は、 手続の開始を求めた原告は、 原告の調査義務こそが手続運営上第一 付郵便送達に関し、 その後の検討により、 公示送達の場合にもあてはまる。 住所不明の虚偽の申立ても連続的 職権送達主義を建前とする現 手続の進行に利益を有する者 書記官の審査義務はタテ 次的なものとし この場合、

り消すことなく直接の損害賠償請求訴訟を認めることとなれば、それは結果的には判決無効を認めるのと同一に帰する。 頁 高く要求することができよう。 単発的な訴訟利用はともかく、 務違反は被告に対する関係で直接に不法行為責任を基礎づけると考えられるのではなかろうか。 実態は変わらないではないか。 して捉えることができ、 Ł かかる事業者については、 公示送達における「裁判長」の許可も相対的な意味しか持たない(この許可を書記官の権限としても何 これにより、 リピートプレイヤーとして訴訟提起を業務の一環としている事業者については、 付郵便送達における書記官の判定能力に対する信頼を想起せよ)。そして、 故意の場合だけでなく重過失の場合にも責任を認めうる 原則として適法行為とされる訴訟提起 (最判昭和六三年一月二六日民集四二巻 (前掲・東京高判平成五年三月三日 再審の訴えによって確定判決を取 原告のこの調査報告義 注意義務の程度は 因みに、 __ 号

(追記) 条文化されず、 めぐる手続保障の調整問題に関しては、 校正段階で改正民事訴訟法案に接した。同法案では送達制度の悪用を独立の再審事由とする案 督促手続における既判力否定案 現行法と法律状況に大きな変わりはないようである。 (本稿第四章 注 24 参照) は民事執行法三五条の改正として採用された。 (本稿第五章本文末尾参

今後の議論を待ちたい。